

地名散歩

第12回 地名になった交通路

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

愛知県豊川市に「東名^{とうめい}町」という町がある。文字通り東名高速道路の豊川インターのすぐ南側の住宅地だ。かつては畑だった区域を、従前の大字から分離して平成12年(2000)にできた。国道151号に沿うロードサイド店と、その西側に住宅が建ち並ぶ一画である。

同じ県内の尾張旭市の東名西町は文字通り東名高速の西側で、かつての水田地帯を宅地^{いん}化した新興住宅地だ。昭和50年(1975)に印場元町・庄内町の各一部から設定された。命名は安直に思えるけれど、それほど「われらが東名」としてこの大動脈交通路の重要性を高く評価したのかもしれない。

開通が東名より早い名神高速道路沿いの大阪府高槻市には名神町がある。道路ができた4年後の昭和42年(1967)に誕生しているから、おそらく「高速町名」としては日本初の例

だろう。その3年後には名神の尼崎インターの所在地に尼崎市名神町が設定されている。最近の例では北関東自動車道には宇都宮市インターパーク。完全な英語のカタカナ書き地名で、平成21年(2009)にできて間もない。同12年に開通したこの高速道路の宇都宮上三川^{みのかわ}インター北側のショッピングモールが集結したエリアで、以前は砂田町^{すなだ}などの歴史的地名の一部であった。

道路の名前の地名は、もちろん高速道路ばかりでない。それでも多いのは大字や町名ではなく、圧倒的に小字名だ。『角川日本地名大辞典』東京都編の旧小字一覧によれば、清瀬市^{かみきよと}大字上清戸の小字は次の通りである。

所沢道西・所沢道東・下田道西・北中通西・東京道東・南中通東・南下通東・前沢道南・東京道南・南新田西側・芝山南新田東側・北



現在は「京橋」が町名になっている。
1：10,000地形図「日本橋」平成10年修正。
150%拡大



実際に堀に架かっていた京橋(左下)と江戸以来の職人町。
1：10,000地形図「日本橋」大正8年鉄道補入。
150%拡大

新田東側・北新田西側・芝山野塩境・芝山大岱道南・八軒稲荷山浦の計16の小字のうち10が道の関連になる。この中に「東京道」が出てくることからわかる通り、明治の地租改正で地番を振る際に、当時の清瀬村の主要な道を境に機械的に割り振りながら命名したらしい。たとえば南北に通る所沢道の西側だから「所沢道西」であり、東京道の南だから「東京道南」という具合だ。

そこから西へ17キロほどの西多摩郡瑞穂町は狭山茶の産地である。その中心地である大字箱根ヶ崎(JR八高線の箱根ヶ崎駅がある)には日光海道松並・日光海道西・日光海道東・秩父海道北という街道関係の小字が並んでいる。このあたりの国道16号はかつての日光街道(日光裏街道)であるため、これらの小字はその名残だ。秩父街道は現在の岩蔵街道である(「海道」は古い表記)。もちろん全国各地の明治以降の小字の多くが道路に偏しているというわけではなく、村ごとに異なり、地租改正にあたって江戸時代の小名(小地名)をかなり忠実に継承した村もあり、連載第1回で取り上げたように甲乙丙やイロハで機械的に割り振ったところも少なくない。

交通路といえば、橋にまつわる地名も多い。東京でよく知られているのは日本橋や京橋、大阪では心斎橋など都心部の地名が多いが、もとは単なる橋の名であったのが、後年に町名となっている。東京の日本橋と京橋は、どちらもメインストリートに架かる江戸時代からの橋で、それが地名になった最初は明治11年(1878)に定められた日本橋区・京橋区という区名である(両区が昭和22年に合併したのが中央区)。

区名はともかく、町名としての京橋が誕生

したのは昭和6年(1931)と意外に新しい。中橋広小路町・南伝馬町一丁目～三丁目・昼町・具足町・鈴木町の各全域と、北^{まき}横町・南^{まき}横町・桶町・大^{おが}鋸町・南^{おが}鞆町・南鍛冶町・北紺屋町・南大工町・松川町・炭町・常盤町・中橋和泉町の各一部が大合併してできた。昭和6年といえば関東大震災の8年後で、震災復興事業に伴う町名地番整理が行われた時期にあたる。この時に江戸から続く「職人町」の系譜が断たれてしまったのは残念だが、同時期にこのような統廃合は東京の各地で行われた。

その時期に誕生した東京市の「橋」町名を挙げてみると、江戸橋・呉服橋(昭和3年)、吾妻橋・麩橋(昭和5年)、京橋(昭和6年)、新橋・淀橋(昭和7年)、浅草橋(昭和9年)など数多く、それ以前には市内に橋のつく町名は板橋(昭和7年に東京市編入)など古くから村名であった例外を除けば、町中としてほとんど存在しなかった。

注目すべきなのは、これらの橋の名の大半が明治以来の東京市電(後の都電)の停留場名で、すでに通称地名として広く通用していたことだ。町名を統廃合しようとする場合、江戸以来の細かく区分された中で特定の町だけを残すわけにもいかず、橋名というより停留場由来の通称地名を使ったことで住民の同意が得られたのだろう。

昭和40年前後の住居表示に基づく統廃合でも飯田橋(昭和41年)や大橋(目黒区・昭和44年)などが追加されている。橋→停留場→通称地名化→統廃合時の正式町名、という流れである。「どこにお住まいですか」と問われた場合、町名ではなく駅名で答える人が目立つのも、多くの人が使用する交通路の知名度と影響力がそれだけ大きいからだ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 674
2013 March



表紙写真

「東京スカイツリー」

第27回写真コンクール銅賞
古口 譲一●栃木会

地名散歩 今尾 恵介

03 FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

第4回 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う基準点成果改定について

国土地理院 測地部 測地技術調整官 山際 敦史

07 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第10回 中小企業金融円滑化法終了による不動産市場への影響

不動産鑑定士 坂口 由記

12 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第11回 オンライン登記申請の現在、そして未来 (1)

オンライン登記推進室 委員 中原 照泰

16 松岡直武先生を悼む

早稲田大学教授

日本土地家屋調査士会連合会顧問 山野目 章夫

19 『東日本大震災報告会 ～被災地からの発信～』に参加して

日本土地家屋調査士会連合会広報部 戸倉 茂雄

20 第8回 国際地籍シンポジウム(論文発表)

22 地図フェア

～伊能忠敬から平成大検地へ～

24 愛媛大学法文学部総合政策学科講義

26 会長レポート

29 土地家屋調査士名簿の登録関係

30 会務日誌

32 ネットワーク50

秋田会

33 ちょうさし俳壇

34 我が会の会員自慢 VOL.14

東京会/岡山会

38 国民年金基金から

40 第28回写真コンクール作品募集

41 編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

電子証明書

知っておきたい! ICカードのアレやコレ

FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

第4回 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う基準点成果改定について

国土地理院 測地部 測地技術調整官 山際 敦史

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震では、東日本を中心に広い範囲で顕著な地殻変動が観測された。このため、国土地理院では、影響を受けた地域の測量成果を改定し、新たな成果値を公表した。本稿では、この基準点測量成果改定の概要について報告する。

1. 東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動及び基準点測量成果の停止

我が国において土地等の位置を表す場合、水平位置は緯度・経度を用い、高さは標高(東京湾平均海面からの高さ)を用いる。この位置情報の基準となるものが基準点であり、国土地理院では約13万点の基準点(電子基準点・三角点・水準点等)を設置し、その測量成果を提供している。これらの基準点は、道路・河川・港湾等の各種公共事業や地籍調査事業における土地の測量の位置の基準として広く利用されている。

3月11日に発生した平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(以下「東北地方太平洋沖地震」という。)による地殻変動は、震源域に近い電子基準点「牡鹿」(宮城県石巻市)で東南東方向に約5.3 m、上下方向に約1.2 m沈降という極めて大きな変動となるなど、東北地方から関東甲信越地方にかけての広い範囲で確認された。また、本震後も東北地方の太平洋沿岸を中心に、東北・関東地方の広い範囲で余効変動が継続しているほか、各地で頻繁に発生した地震活動による局所的な地殻変動も観測されている(水藤ほか, 2011a, 2011b)。

これらの地殻変動の結果、国土の位置の基準となる基準点の位置は大きく変化し、公共測量等の実施に支障をきたすおそれがあることから、国土地理院では、3月14日に基準点測量成果の公表を停止する措置を行った。

測量成果の公表停止地域については、電子基準点及び三角点は公共測量に与える影響や行政区画等を考慮し、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょを除く)、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の1都15県とし(図-1)、水準点については、電子基準点の観測データから上下変動量が数cm以上となる地域の水準路線とした(図-2)。なお、後述の電子基準点成果改定に当たって、富山県、石川県、福井県、岐阜県の電子基準点の測量成果も改定



図1 3/14に電子基準点及び三角点の測量成果を公表停止した地域(①, ②)、5/31に電子基準点の測量成果を公表した地域(①, ②, ③)、5/31に追加で三角点の測量成果を公表停止した地域(③)及び電子基準点の測量成果の調整計算を行った地域(②, ③)



図2 水準点の測量成果公表停止路線図

が必要となったため、後に当該4県の三角点の測量成果の公表も停止した。

2. 電子基準点の測量成果の改定

測量成果改定に当たっては、成果の公表を停止していない地域との接合や、余効変動の影響を考慮する必要がある。前者については、電子基準点の測量成果を算出する場合の要求精度として、公共測量作業規程の準則に適合するよう、点間の相対精度2 ppmを目安としており、これを条件として適用した。後者については、年間の歪が2 ppmを大きく超えなければ、プレート運動等に伴う歪の影響を取り除くために年1回更新する「セミ・ダイナミック補正」の補正パラメータにより影響を最小限に軽減することが可能である。このため、地震後の各電子基準点の観測データから求められた地殻変動の推移に対し、Marone et al. (1991)による対数関数の近

似式を当てはめて将来的な余効変動量を推定した上で、最適な成果改定時期を平成23年5月末とした。

従来の基準点成果改定では、改定地域の周辺を従前の成果に固定して新しい成果を計算するという手法を採ってきたが、今回の地震では日本経緯度原点を含め広い範囲で地殻変動が発生したため、VLBIとGEONETの観測結果から最新のITRF2008座標系に基づく座標値を計算し、その値を成果改定地域の新成果として採用することとし、非改定地域との境界領域で生じる不整合については、両者が滑らかに整合するように調整計算を実施することで測量作業の実施に必要な精度を確保した。解析の設定条件などについては檜山ほか(2011)に詳述されている。なお、先に述べたとおり、この調整計算において高精度な測量成果の提供には成果改定地域をさらに西側に拡大する必要があると判断されたため、成果改定対象地域に富山県・石川県・福井県・岐阜県を加え、調整領域を福井県、石川県、富山県、岐阜県、長野県(北部の一部を除く)、山梨県、神奈川県(西部)に設定した(図-1)。

3. 日本経緯度原点及び日本水準原点の原点数値改正

東北地方太平洋沖地震では、東京都内にある日本経緯度原点及び日本水準原点も影響を受け、周辺における電子基準点の観測結果から、日本経緯度原点は約20 cm東へ移動し、日本水準原点は約5 cm沈降したと推定された。これらの原点数値は測量における位置の基準として規定されていることから、地殻変動を受けた地域の基準点測量成果の改定に先立ち、原点数値の改正を行った。なお、地殻変動に伴う原点数値の改正は関東大震災以来約80年ぶりとなる。

日本経緯度原点の新しい原点数値を算出するため、VLBIによる位置の決定とともに、平成23年6月21日から25日にかけて日本経緯度原点、一等三角点「東京(大正)」、VLBI観測点においてGNSS測量を実施し、周辺の電子基準点における新たな測量成果を用いて座標値を算出した。

一方、日本水準原点については、油壺験潮場(神奈川県三浦市)において、従来より連続的な潮位観

測及びGNSSによる観測を行うとともに、油壺験潮場と日本水準原点との間で、毎年水準測量を繰り返し実施している。これまでの観測において東京湾平均海面及び日本水準原点の高さに長期的に大きな変動は見られないこと、東北地方太平洋沖地震前後において地震に伴う明瞭な潮位変化や楕円体高変化が観測されなかったことから、日本水準原点の新しい原点数値を以下の①及び②の手順により計算した。

①地震前の平成23年1月に実施した油壺験潮場から日本水準原点までの水準測量の結果に基づき、日本水準原点の原点数値を固定して油壺験潮場固定点の高さを求める。

②油壺験潮場では東北地方太平洋沖地震に伴う有意な上下変動はないとの前提の下、①で求めた油壺験潮場固定点の高さを固定して、平成23年7月に実施した水準測量の結果により、日本水準原点の新しい原点数値を求める。

日本経緯度原点及び日本水準原点の原点数値は測量法施行令第2条第1項及び第2項にそれぞれ規定されているため、原点数値の改正には測量法施行令の改正が必要である。このため、所要の手続きを経て、平成23年10月18日に測量法施行令の改正が閣議決定され、同21日に公布・施行された。

4. 三角点の測量成果改定

三角点の測量成果改定を行う上で、各点において実際に観測を行うのが理想的であるが、今回の地震では、測量成果の公表を停止した三角点は約4万点に上り、すべての三角点の改測を実施することは時間と費用の関係から現実的ではない。今回の地震において観測された地殻変動は比較的一様であるため、平成15年(2003年)十勝沖地震に伴う三角点の成果改定(土井ほか、2005)と同じく、一部の三角点で改測作業を実施し、改測によらない三角点の成果改定は、補正パラメータによる改算として実施することとした。

改定の対象地域については、三角点の緯度・経度は1. に示す1都19県の成果公表停止地域全域としたが、三角点の標高については、一部例外を除き、地震時及びその後の地殻変動により沿岸部を中心に

10 cm程度を超える上下変動量が確認された東北地方及び茨城県とした。

改測作業を実施したのは、成果改定地域の高度地域基準点測量595点及び東北地方の沿岸部を中心とする三角点改測1,272点である。一方で、電子基準点、高度地域基準点及び過去の高度地域基準点の観測値による改算の新旧成果を用いて、水平座標の補正パラメータ(以下、「座標補正パラメータ」という)及び標高の補正パラメータ(以下、「標高補正パラメータ」という)を構築し、改測及び過去の観測値による改算を実施しない点について、補正パラメータによる改算を実施した。補正パラメータの適用エリアは、座標補正パラメータが成果公表停止地域全域、標高補正パラメータが標高改定地域である東北6県及び茨城県のみとなる。ただし、東北地方太平洋沖地震後に比較的規模の大きな余震や誘発地震による地殻変動が発生した地域では、補正パラメータによる計算結果が不適切であることが確認されたため、適用エリアから除外することとした。また、測量作業を行うことができない福島第一原子力発電所周辺の一部地域においても、当面提供エリアから除外することとした。

これらの結果を踏まえ補正パラメータを決定し、改測によらない41,392点の三角点の成果改定を実施した。

5. 水準点の測量成果改定

三角点の測量成果改定に使用する標高補正パラメータは目標とする精度が10 cm～20 cmであり、0.1 mmや1 mmの標高が与えられる水準点の成果改定にパラメータを適用することはできない。したがって、水準点の成果改定は、基本的には改測によることとし、東北・関東地方で実施する高精度三次元測量(水準測量)及び日本水準原点の新しい原点数値に基づく多点固定の網平均計算によることとした。

水準点の測量成果の公表停止地域については、図-2に示す水準路線としたが、観測する水準路線の精度検証及び日本水準原点の原点数値の観測を行うため、公表停止地域の周辺を含む24地区の高精度三次元測量(3,660 km)を実施した。固定点として

は、日本水準原点のほか、近傍の電子基準点における新旧標高成果の差が小さい岩手県二戸市の一等水準点5527-2を2点目の固定点として採用し、日本水準原点のみの1点固定による場合と、一等水準点5527-2を含む2点固定による場合との試算結果を比較し、電子基準点成果や非改定地域の水準成果との整合性の観点から後者の2点固定による手法を採用し、成果を算出した。

6. 改定成果の公表

三角点及び水準点改定成果は、成果値の基準となる日本経緯度原点及び日本水準原点の原点数値が改正された後の平成23年10月31日に公表した。原点数値が改正されたこと、東日本の広い範囲で測量成果が改定されたことから、利用者に周知を図るため、電子基準点、三角点及び水準点の測量成果の名称を全国で「測地成果2011」に改め、基準点成果表の書式も変更となった。

その後補正パラメータ未提供地域となっていた福島県いわき市などにおいて三角点改測を実施しており、また福島第一原子力発電所の事故に伴い設定されていた避難指示区域及び警戒区域の見直しが平成24年4月以降に行われているため、それに合わせこれら区域の三角点及び水準点の改測を逐次実施し、改定成果を公表している。最新情報は、国土地理院のウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)にて公開している。

参考文献

水藤尚, 西村卓也, 小沢慎三郎, 小林知勝, 飛田幹男, 今給黎哲郎, 原慎一郎, 矢来博司, 矢萩智裕, 木村久夫, 川元智司(2011a): GEONETによる平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う地震時の地殻変動と震源断層モデル, 国土地理院時報, 122, 29-37

水藤尚, 西村卓也, 小沢慎三郎, 飛田幹男, 原慎一郎, 矢来博司, 矢萩智裕, 木村久夫, 川元智司(2011b): GEONETによる平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に引き続いて発生している余効変動と余効すべりモデル, 国土地理院時報, 122, 39-46

土井弘充, 矢萩智裕, 白井康友, 大滝三夫, 斉藤正, 湊敏弘, 千葉浩三, 井上武久, 住谷勝樹, 菅原準, 田中愛幸, 齋田宏明, 小島秀基, 湯通堂亨, 雨貝知美, 岩田昭雄(2005): 平成15年(2003年)十勝沖地震に伴う基準点成果の改定, 国土地理院時報, 108, 1-10

檜山洋平, 山際敦史, 川原敏雄, 岩田昭雄, 福崎順洋, 東海林靖, 佐藤雄大, 湯通堂亨, 佐々木利行, 重松宏実, 山尾裕美, 犬飼孝明, 大滝三夫, 小門研亮, 栗原忍, 木村勲, 堤隆司, 矢萩智裕, 古屋有希子, 影山勇雄, 川元智司, 山口和典, 辻宏道, 松村正一(2011): 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う基準点測量成果の改定, 国土地理院時報, 122, 55-78

Marone, C. J., C. H. Scholtz and R. Bilham (1991): On the Mechanics of Earthquake Afterslip, Journal of Geophysical Research, 96, B5, 8441-8452

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第10回 中小企業金融円滑化法終了による不動産市場への影響

不動産鑑定士 坂口 由記

1. はじめに

昨年11月に大阪青年土地家屋調査士会で、「中小企業金融円滑化法終焉に向けて、知っておくべき基礎知識」というテーマでセミナーをさせていただいたご縁で、連合会報誌への寄稿のお話を頂きました。

この号が皆さまのお手元に届く時分には、いよいよ巷で話題になっている中小企業金融円滑化法(以下「円滑化法」という。)の終了が目前に迫っています。そこで、

- そもそも円滑化法とはどういうものか
 - 円滑化法によってもたらされた効果について
 - 終了が不動産市場にどのような影響を与えるか
 - 土地家屋調査士の業務との関係について
- 概観していきたいと思います。

2. 中小企業金融円滑化法の施行

平成21年12月、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(通称「中小企業金融円滑化法」や「モラトリウム法」と呼ばれています。)が施行されました。

平成20年秋のリーマンショックによる経済情勢、雇用環境の悪化から、資金繰りに悩む中小企業や住宅ローンの借り手を支援するために打ち出された円滑化法は、

- ①返済猶予や、金利の引下げ等の支援要請の申し出があった場合には、極力貸付け条件の変更や返済猶予に応じる適切な措置を取ること。
- ②融資先に対して経営支援のための金融機関としてのコンサルティングをすること。

を努力義務として金融機関に課し、当初、平成23年3月末までの時限立法として施行されました。

よく「リスク」という言葉を耳にするといますが、「リスク」とは「リ・スケジュール」を略したもの

で、返済条件の変更をいい、多くは延期や緩和する方向で使われています。

中小企業や住宅ローンの利用者が、目先の資金繰りを支援してもらうことによって、猶予期間中に健全な経営状態に事業を改善してもらうことこそが、円滑化法の目的です。

なお、円滑化法は、住宅ローンの借り手も対象に含まれますが、ここでは特に社会的影響の大きい中小企業を取り上げて見ていきたいと思います。

3. 円滑化法延長・再延長

(1) 延長と経緯

前述の通り、平成23年3月末までの時限立法としていましたが、円滑化法施行後も中小企業者を取り巻く環境や資金繰りは依然厳しく、先行きの見通しが不透明なこと、更には東日本大震災の影響もあり、この法律の平成24年3月末までの1年間の延長を決定しました。

あわせて金融機関に対しては、融資する企業とともに実効性ある経営再建計画の策定・実行に取り組み、そのコンサルティング機能を発揮し、中小企業の返済能力の改善につなげることを求めました。

つまり軸足を資金繰り対応から、コンサルティング機能の発揮に移しなさい、要は金融機関として貸付け先企業の経営状態はどうなっているか、健全再生に向くように取り組みなさいということです。

(2) 再延長と経緯

円滑化法が定着し、貸付け条件の再変更の申し出が増加する一方、貸付け変更を受けながらも本来取り組むべき経営改善がなされていない等、猶予を受ける中小企業側の問題も指摘されています。

そこで金融機関としては金融規律を確保するため、コンサルティング機能を一層発揮し、中小企業

の真の意味での経営改善支援を強力に押し進めていく(出口戦略)必要があり、そしてそれは円滑に進める(ソフトランディング)必要があることから、一度延長した現行の円滑化法を今回に限りもう1年延長し、平成25年3月末までとしたものです。

ここでいう「真の意味での経営改善支援を強力に押し進めていく(出口戦略)」とは、返済を猶予するだけでは経営立直しに繋がるとはいえず、経営再建が見込まれない企業については廃業を進める、逆に経営再建計画に則って返済がきっちりなされている企業には支援を続ける等、債務者の区分選別をするという側面も含まれています。

4. 円滑化法の効果

図1は金融機関(654社)における中小企業者向けの円滑化法の申込み件数及びその処理状況を表したグラフです。

円滑化法が施行されてから平成24年9月末までの実行、申し込み、謝絶、審査中及び取下げ件数の内訳推移で、これまでに累計約370万件の貸出し条件の変更申し込みがあり、それに対し約340万件余り、約93%が実行されており、金融機関の積極的

な対応の結果が表れています。

全国中小企業数約420万社あるなかで、円滑化法の利用は約30万社から40万社といわれています。

中小企業の融資申込先は通常1社に留まらず数社に亘るものです。そして利用した企業の8割は、もう一度リスクの申請を行っているのが実態で、円滑化法によって猶予を受けている中小企業がいかに多いかがうかがえます。

また、ここ数年の負債総額1,000万円以上の全国企業倒産件数は下記の通りで、

H18	13,245件
H19	14,091件
H20	15,646件
H21	15,480件
H22	13,321件 ←法施行後
H23	12,734件
H24	12,124件

(株)東京商工リサーチ発表数値

法施行後のH22以降に明らかに倒産件数は減少し、円滑化法の政策効果が顕著に表れていることがわかります。

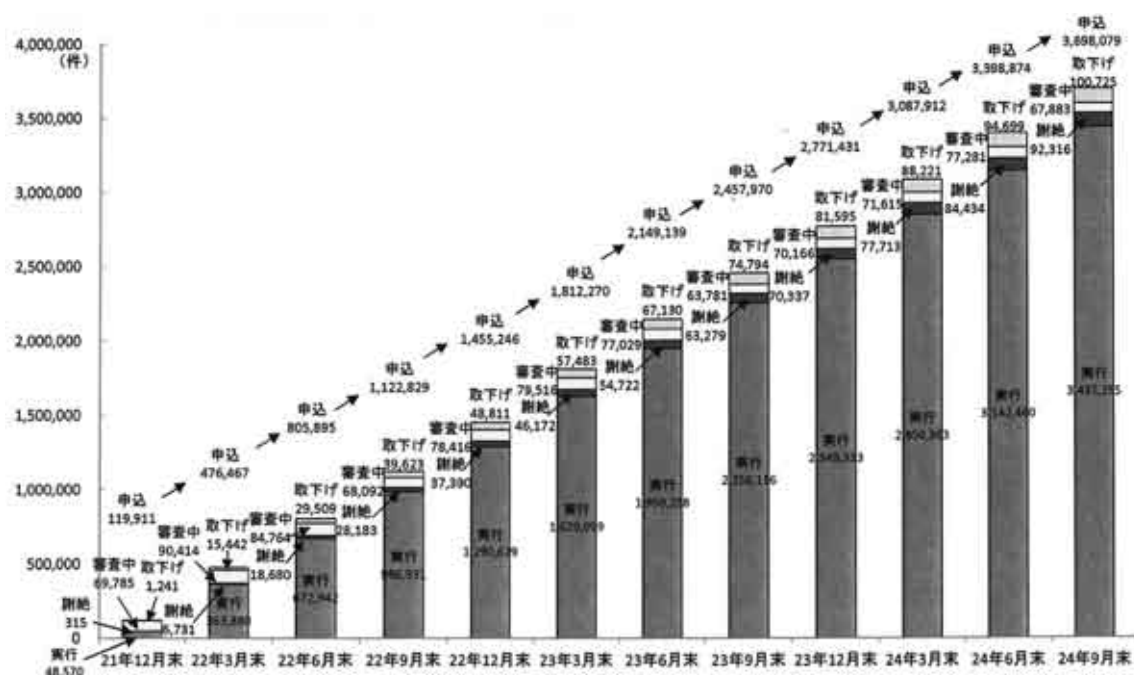


図1 金融庁「中小企業金融円滑化法の施行状況の推移」 H24.11.30発表分より抜粋

5. 円滑化法がもたらした実態

効果が見られる一方で、円滑化法は単なる一時的な延命措置に過ぎないという批判もあります。

金融支援で資金繰りが一時的に緩和しても、業績回復が伴わずに息切れし、事業継続を断念せざるを得ない状況の企業が倒産に追いやられる、その実態を表したのが図2です。

貸付け条件変更利用後の倒産数は、対前年同月比で見るとここ数か月、上回って推移しています。

資金繰りに余裕がある間に事業見直しが好転せず、抜本的な経営改善が進まなかったのが原因と思われます。

月々の返済額を軽減することで、その間に経営再建を図り、改善・再生を目指し建て直すことが目標であって、返済猶予で一時的に難局をしのぐためのものではなかったはずが、デフレ不況が長く続き、大半の企業はむしろ経営状態は当時よりも悪化しています。

震災後の受注減、デフレ、急激な円高等、業績不振、経済悪化に対してこの法律は非常に効果がありましたが、本来、市場から撤退すべき企業が、返済

猶予によって先延ばしで延命されたという見方もできます。

また二度の延長に伴い、再生可能性の低い企業も一律に救済され、生かされるべき企業の振るい分けがなされなかったともいえます。

6. 金融機関の動きと今後の見通し

円滑化法が終了したとしても、すぐに金融機関による取り立てが厳しくなることは考えられません。

金融庁の立場としても、金融機関は円滑化法の期限到来後においても再建可能な企業に対しては貸付け条件の変更や資金供給に努めるべき役割を担うことに変わらないことを発表しています。

ただし、先に述べましたように金融機関サイドも3月末の制度終了を見越して出口戦略をどうするか、水面下での動きが活発になってきています。

健全な企業に対しては変わらぬ支援を、返済見通しの悪い業態変更に対応できない企業に対しては融資態度を変化させる等、債務者区分の振るい分けが始まっています。

振るい落とされた中小企業は金融支援の後ろ盾を失い、不良債権の増加や連鎖倒産などが予想され、

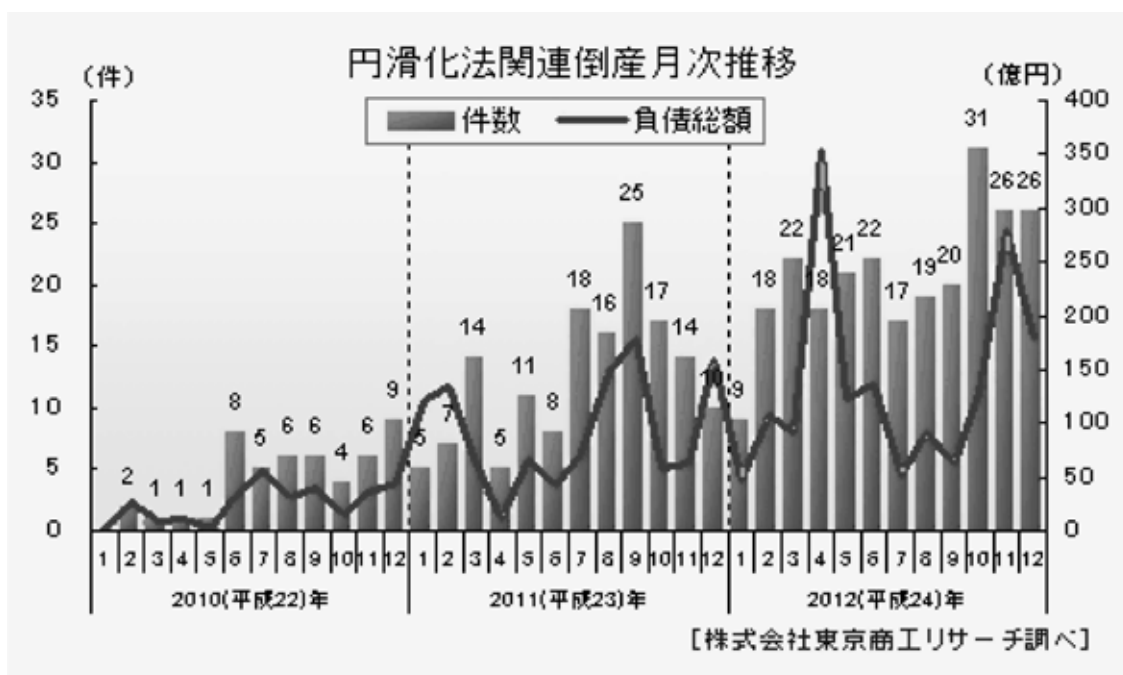


図2 「円滑化法を利用した貸付け条件変更利用後の倒産動向」 H25.1.15発表分より抜粋

円滑化法期限切れ後、経済全体に与える影響が懸念されます。

7. 不動産市場への影響

円滑化法を利用した中小企業30万～40万社のうち、5万から6万社は転廃業が必要との指摘があります。

また、仮に1社が返済に窮し振るい分け対象になった場合、その企業だけに留まらず、関連取引企業にも影響を与え被害が拡大しかねません。

債権の多くは、不動産を担保に取っています。従って不良債権化した債権者の立場としては、返済を受けられないのであれば競売*1や任意売却*2に踏み切ることが考えられます。

また不良債権化する前に、返済猶予を受けられなくなった債務者が所有不動産を換価しようと処分を急ぐ動きも見られます。

円滑化法終了を機に、不動産が大量に市場に出回ること需給バランスが崩れ、不動産市場全体の価格下落に繋がりがかねないことが予測されます。

8. 土地家屋調査士の関与

(1) 直接的な関与

一般の売買において、登記簿の面積と現況が違ったり、境界がわからないような場合、土地家屋調査士の先生方の出番となることです。

しかし、同様のケースで競売になった場合には、公簿面積を原則とし、境界不明であっても「不分明」という取扱いで、不明な事柄についてはリスクとして価値を減価して評価します。

従って、競売では土地家屋調査士の先生方の業務に直接関わりが発生することは、まずありません。

一方、任意売却においては、境界確定、地積更正、また未登記の増築等のための測量登記が時折発生することがあります。原則、公簿面積で進められますが、円滑な取引のため、測量が必要となる場合があります。滞納に起因する任意売却のため、測量費用まで捻出できないのが実態ではありますが、競売に比し頻繁とはいえないまでも可能性はあります。

(2) 間接的な関与

また、競売や任意売却で測量しなくとも、取得した買主が、次に処分する場合、すなわち二次売買においては、売買契約書や重要事項説明書等の資料作成を要するため、時には測量が必要となる場合も発生します。

円滑化法の終了により予想される競売や任意売却案件の増加は、形態こそ違え一般の不動産売買と大きく変わりません。市場流通量が増えるということは、ビジネスチャンスが増えることです。

9. 最後に

中小企業をメインにお話ししてきましたが、円滑化法は住宅ローン利用者も支援対象としています。これら中小企業、住宅ローンの借り手の担保不動産のうちの何割かが市場に流出することは歴然です。

ただ、競売と違って任意売却は公開されないため一般にはわかりにくいものです。

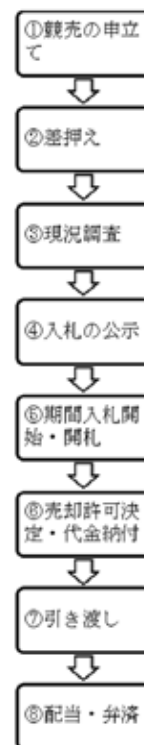
任意売却の情報源は主に債権者である金融機関や、債権回収会社、はたまた債務者の相談先の弁護士、司法書士や税理士のほか、任意売却を専門に扱う不動産業者等が考えられます。常日頃よりこれら情報収集源先とコミュニケーションを取ることが大事といえます。

円滑化法終了をきっかけとする不動産の市場流出は、大きなビジネスチャンスといえないまでも、意識を向けアンテナを張る意味はありそうです。

競売*1

不動産競売とは民事執行法に基づき債権者が債務者の所有する不動産や担保物件の売却を裁判所に申立て、強制的に売却して債務の支払いを受ける手続きのことをいいます。

- ①滞納が続けると債権者から、催促書や督促状が送られ、返済に応じない、話し合い、相談等がなされなければ、債権者より競売の申立てがなされます。
- ②申立てが受理されると法務局に対して登記が嘱託され、差押えの登記がされます。
- ③裁判所より現況調査命令を受けた執行官と評価人による現況調査が行われます。この調査により現況調査報告書、評価書及び物件明細書のいわゆる3点セットが作成されます。これは一般に公開され、買受希望者の入札意思決定の貴重な資料になります。
- ④資料準備が整うと、売却基準価格や入札期間等についての情報が公示されます。
- ⑤入札期間は概ね1週間で、その期間内に入札を受け、後日開札されます。
- ⑥落札人が適切かどうか審査し、問題なければ売却許可決定、定められた期限内に代金を納付します。
- ⑦代金が納付され、登記が移転すると物件の引き渡しを受けます。ただし、引き渡し交渉が難航する場合があります。その場合裁判所の引渡命令によって立退きの強制執行が行われます。
- ⑧裁判所は各債権者よりあらかじめ提出された債権計算書に基づき、配当、弁済がなされます。これら①～⑧までの一連の流れは概ね6～8か月、物件によっては2年以上かかる場合があります。



任意売却*2

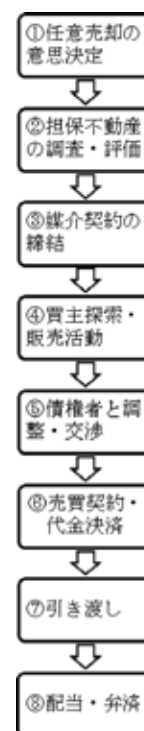
不動産を担保に金融機関より融資を受けて返済できない場合に、その不動産を処分してその売却代金で返済できれば問題ありません。しかし、不動産の価値が下がっている現在においては、処分したところで残債務を全て返済できない(オーバーローン)のが実情です。

このような場合に、債権者である金融機関の了解を得て所有者自らの意思で不動産を処分することを任意売却といいます。

不動産競売は裁判所が介入して肅々と強制的に手続きが進むのに対し、任意売却は所有者自身の意思で手続きを進めるところに大きな違いがあり、またこれといった決まりもありません。

- ①任意売却をスムーズに進めるにあたっては、まず不動産所有者の任意売却に対する意思決定が必要となります。所有者がその気にならないと任意売却は進められません。
- ②任意売却する不動産の価格を査定するため、調査・評価を行います。
- ③次いで任意売却専門の仲介業者と媒介契約を結んで、売却処分の手続きを進めます。
- ④調査・評価と並行して、仲介業者は買主を探索します。
- ⑤売却するには不動産に付着する抵当権等全て抹消する必要があるため、全ての債権者から任意売却の合意を取り付けます。複数の抵当権が設定されている場合には、回収を見込めるのは第一順位の抵当権者だけというケースが殆どであるため、後順位の抵当権者と解除について話し合いをします。
- ⑥買主と売買契約締結、代金支払いを受けます。普通の売買と大きく変わりません。
- ⑦競売と違い、決済前に所有者は不動産を引き払っておく必要があります。
- ⑧あらかじめ作成した返済配当計画書に基づき、配当、弁済がなされます。

①～⑧まで概ね3～5か月程度、ただし債務者の滞納状況、債権者の考え方によってもっと期間を要する場合があります。



事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第11回 オンライン登記申請の現在、そして未来 (1)

オンライン登記推進室 委員 中原 照泰

平成17年から開始されたオンライン登記申請も満8年を迎えました。これまで慣れ親しんできた書面申請からは大きな転換でしたが、全国の土地家屋調査士の皆さんの不断努力により、オンラインによる申請件数は年々増加しています。仄聞するところ、現在は表示に関する登記の内、おおむね40%がオンラインでなされているとのこと。もはや土地家屋調査士業務とオンライン登記申請は切っても切れない関係にあると言えるでしょう。そこで今回は、あらためてオンライン登記申請の現状を確認し、さらなる可能性について考えてみたいと思います。なお、文中の意見にわたる部分は、個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

実証実験の頃

表示に関する登記をオンライン申請することが法律上可能となっても、実際、当初は諸々の理由からオンライン申請をする準備は整っておりませんでした。そのようななか、埼玉土地家屋調査士会の3階会議室において、現在、日本土地家屋調査士会連合会副会長である関根一三氏を先頭に、初めて土地家屋調査士によるオンライン登記申請が実証実験としてなされました。建物の表題登記など、いくつかの登記を準備しましたが、大したマニュアルもなく、全く手探りで進むような状態でした。たとえば申請情報の作成では、エラーチェックはできるけれども、どこに誤りがあるか全くわかりません。一つずつ、シラミつぶしに入力項目を修正してエラーチェックをかけるような有様でした。現在では、誤りがあればその部分がカラーで表示され一目瞭然です。エラーの理由もわかるようになっています。たいへんな進化と言えるでしょう。くだんの申請ですが、午後いっぱいかかり、漸く一件申請したことを記憶しています。添付情報などはいくつか送信するのを忘

れてしまいました。たいへん混乱した中での申請となってしまったわけです。

星移り、これまでに申請情報作成ソフトの改良のみならず、オンライン登記申請のための環境設定ソフト「らくらく」の開発、土地家屋調査士特定認証局の立ち上げと電子証明書(ICカード)の配付、政令改正による「特例」の取扱い、登録免許税のインセンティブ付与など、オンライン登記申請を後押しする数多くの施策、改善が矢継ぎ早になされました。オンライン登記申請を取り巻く環境は、はじめの頃とは雲泥の差があります。

アンケートから

オンライン登記申請が順調な伸びをみせているとしても、ある意味頭打ちの感も拭い去りきれません。さらなる伸長を望むのであれば現下の課題をつまびらかにし、検証する必要があります。昨年、一部のブロック協議会や土地家屋調査士会によってオンライン登記申請に関する意識調査、アンケートが実施され、その報告資料が私の手元にあります。そこに寄せられたご意見、ご要望はオンライン登記申請の現状と課題を如実に表しているものと思えてなりません。そこで以下にこれらをご紹介します、私見を交え、オンライン登記申請の現状把握の手掛かりとさせていただきます。

オンライン申請でも添付情報の原本提示が必要なため、窓口へ提出する手間は書面申請と変わらないのではないか。このままでは少しも省力化とはならない。

不動産登記令第13条第2項ではオンライン登記申請を行っても申請代理人等が、その直接作成にかかわる添付情報以外(たとえば建築確認済証など)を

PDF ファイル化して電子署名を施し、送信した添付情報を「登記官が定めた相当の期間内に、登記官に当該書面を提示しなければならない」とされています。この原本提示義務の問題は、オンライン登記申請を飛躍的に拡大するための課題として以前から取り上げられていたことで、日本土地家屋調査士会連合会では機会あるごとに国に改善を要望しています。たとえば、e-Tax（国税電子申告・納税システム）では確定申告の際、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称、支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。要するに同様な考え方から、私たちが扱う添付情報についても原本提示を省略できないかという問題です。しかしながら、たとえば所有権の登記がある土地の合筆登記に添付情報として送信した申請人の印鑑証明書（PDF ファイルとし、資格者代理人が電子署名したもの）も原本提示の対象となっています。よって、これも原本を提示しなくなるということは、事案の重要性から考えて、真正性を担保する何らかの工夫が必要となってくることでしょう。

一方、この原本提示さえ、現場では十分に理解されていないというご意見もありました。例えば、「法務局に原本提示しても原本の預かりを希望される。」また、不動産登記令第13条第1項で作成された添付情報は、原本提示後はそれが原本となるわけですが、「原本としてそれを認めてもらえない。」ということです。地域によって差のある問題のようですが、解消される方向に向かっていることと思います。いずれにしても法務局担当者との十分なコミュニケーションを図る必要があります。

申請受付時間が午後9時までといっても、実質5時15分以降は翌日受付である。受付時間の延長やオンライン申請ならではの24時間体制の受付はできないものだろうか。

費用対効果を見極める必要があります。法務局の職員を長時間張り付けても、その結果、どのくらい事件数があるのかが問題です。個人の土地家屋調査

士は外が明るいうちは外業し、事務所に帰ってから内業をするケースが多いと思われます。そのような意味で現在の受付時間「午後9時まで」は便利です。しかしながら、一気呵成に作成した書類は誤りも多いものです。一晩経って、翌朝見直しして送信することが安全ではないかと思われます。そのような意味で、さらに遅くまで受付時間を延長するより、開始時間を少し早めることの方が私たちにとって便利かもしれません。それと老婆心ながら、24時間体制となると私たちも休む暇がなくなってしまう。

ところで、登記申請ではありませんが登記情報提供サービスも進化しています。地積測量図、建物図面までインターネットで情報入手可能な法務局がほとんどとなりました。これまで登記申請といえば、閲覧、申請、受理（たまには補正も）と最低3回は管轄法務局へ行く必要がありました。前述した法務局では、この閲覧作業が私たちの事務所で可能です。これにより法務局へ行く回数が確実に減りました。このサービス内容の評価はおおむね好評のようです。利用者もオンライン登記申請の利用者より多いものと思われます。こちらでも利用時間の延長、土日の営業を望む意見があります。とりあえず、3月から毎月1回、原則として第2土曜日に、このサービスが開始されます（利用時間は午前8時30分から午後5時まで）。残念ながら、当面は地図、図面情報は含まれません。これを契機として更なる運用時間と範囲の拡大を期待したいと思います。

なお、このサービスについて、地図情報請求の場合に表示される中心位置は要求した土地（筆）となっています。請求者が表示位置を若干調整できるようにして欲しいという意見もありました。さらに、要求されるパスワード更新のインターバルが短すぎるとも言われ、今後も改善が期待されるそうです。

代理権限情報（委任状）は書面でもらっている。住基カードが普及していない現状では完全オンライン申請は夢のまた夢。「当分の間」という「特例」は果たしていつまで続くのか。

本来、オンライン登記申請では代理権限証明情報をオンラインで送る必要があります。しかしながら、住基カードが十分に普及していない今日、申請人（個

人)が電子署名をすることは実質的にほとんど不可能です。当然、これではオンライン登記申請が普及しませんので「当分の間」、オンライン登記申請でも書面での代理権限証明情報を郵送、もしくは持参することを認められました。これによりオンライン登記申請は飛躍的に増加したのですが、他方、住基カードの方は普及が大きく進みません(総務省の発表によれば累計発行枚数は平成15年の導入から平成24年3月末段階で約656万枚、平成23年3月末時点の住民基本台帳人口(約1億2623万人)に対する普及率は5.1%程度)。カードの多目的利用などに活路を見だし、普及に拍車をかけることが考えられているようですが、昨今は税と社会保障の一体改革で議論されました「マイナンバー」制度が声高に議論されることによって、その存在感が薄れています。また、電子署名を印鑑にたとえれば、電子署名は実印で、電子証明書(ICカード)は印鑑証明書であるとされています。表示に関する多くの登記では代理権限情報は申請人の認印、署名のみでも足ります。言ってみれば、認印のような意味を持つ電子署名があれば、表示に関する登記については有用と思われる。

オンライン登記申請は登記完了を電子メールで送ってくるので便利だが、添付情報のPDFファイル化が面倒である。

登記の処理を急がされている場合、登記完了がメールで知らされるのは確かに便利です。私の場合、登録しているメールアドレスに送られた登記完了メールは携帯電話のメールアドレスに転送されるように設定してあります。出先で登記完了を確認できるので。ただし、これは内容としては公文書発行のお知らせメールです。私のように事件数の少ない者は便利ですが、たくさんの事件を抱えている方は事件の特定が困難かと思います。

添付情報までオンラインで送信することはオンライン登記申請の要です。添付情報のPDFファイル化は市販の電子ファイリングソフトを利用すると簡単に行えます。私の場合は富士ゼロックス社製のドキュワークス(DocuWorks)を利用しています。たとえば住民票や確認済証などスキャナーで読み込みドキュファイルとする。それを画面上で報告情

報などと重ね合わせて1つにまとめ、最後に印刷でPDFファイルに変換します。電子ファイリングソフトはオンライン申請以外でも資料の整理などにたいへん役立ちます。ペーパーレスともなりますから、事務所の省スペース化にも貢献大です。PDFファイル作成のためのアドビacrobatは存外使いにくく、不安定でもあり、PDFファイルそのものも決して見やすいものではないようです。改善が期待されます。

オンライン登記申請では情報漏洩などのトラブルがないか不安である。また、いろいろなシステムの不具合が頻発していると聞いている。

平成23年2月14日から運用開始された登記・供託オンライン申請システムでは、従前のシステムと比較して大きな変更がなされました。結果として、従前のような、システムのそのものに起因する不具合はめっきり少なくなったことと思います。

ところで、オンライン登記申請システムでは「暗号」が使われています。もちろん簡単にはこれを「復号」できないようなものとなっていますが、一方でスーパーコンピュータの開発に世界各国がしのぎを削っていることも事実です。最近では日本のスパコン「京」や中国の「天河一号A」などの新聞記事に目をとめられた方もあろうかと思います。このままでは安全性の低下が指摘されており、国はより安全な暗号方式への移行を考えています。昨年発表された政府の情報セキュリティ政策会議、移行指針改定の報道資料によれば、その切り替え時期は、より破られにくい新方式の電子証明書(ICカード)の発行開始可能時期を平成26年9月下旬以降早期に、従来方式の電子証明書(ICカード)の検証終了可能時期を平成27年度末とされています。このことは私たちにも無関係ではありません。私たち土地家屋調査士の電子証明書(ICカード)や認証局にも大きな影響が及びます。暗号強度を高めるためにコストをかける必要が出てきます。

書面申請の方が短時間に作成でき、効率が良い。法務局へ出向くことにより登記官と顔を合わせ、相談することもできる。補正も容易である。

私の申請書類の作成は和文タイプライターから始めました。数年するとみるみる腕が上がります。事務所に来られた方がその早さに感心されていたこともあり。何事も慣れです。同じことを繰り返していれば習熟し、早く、正確に事務を処理することができます。補正方法については、オンライン登記申請では補正内容を記述する方法ですから、これまでの書面申請と異なります。その辺に壁があるのかもしれませんが。かえって書面申請を経験したことがない初任者であれば、補正、取下ともにオンライン登記申請の方が書面申請より相当に楽でしょう。

法務局の担当者とは親しく顔合わせができないことはオンライン登記申請の欠点です。誠に寂しいことです。

もう慣れたので電子申請の方が簡単です。書面申請に戻る気がしない。添付情報の割印もなくて楽です。

前述しましたように、オンライン登記申請でも慣れれば簡単かつ早いです。申請用総合ソフトは数多くの申請様式がそろい、入力を省力化できるような数々の工夫がされています。添付情報はまとめて1回電子署名をすれば重ね合わせたすべてのファイルに有効となります。1枚ずつ電子署名する必要はありません。現在、私は原則すべての登記申請をオンライン登記申請しています。書面申請のやり方をもう忘れかけています。

オンライン登記申請した場合の金銭的な軽減、登記処理優先など、優遇策が欲しい。現在はメリットがほとんど感じられない。

オンライン登記申請に限定された建物保存登記に要する登録免許税の軽減措置(租税特別措置法第84条の5)も平成24年度末をもって廃止されることとなりました。これもオンライン登記申請を進展させるためには大きな効果があったと思われますが、誠

に残念なことです。現在は乙号事件の請求で、オンライン申請とそれ以外ではオンライン申請にインセンティブを持たせて実績を上げています。地図、図面類の手数料は変わっていませんが、今後これも引き下げの方向で検討されるようです。

また、インセンティブは国側だけの問題ではありません。土地家屋調査士会の比例会費など、私たちの組織内部でも傾きをつけることは可能です。オンライン登記申請普及のために、いろいろなアイデアを出していかなければなりません。

オンライン登記申請の現状

オンライン登記申請の始まりから今日まで概観して、このシステムの進化には正直驚かされます。土地家屋調査士の中には今のシステムを「半ライン」(実際そうですが)などと揶揄する方々や、完璧なシステムでないことを理由としてオンライン登記申請を忌避する方もいらっしゃいますが、それは皮相的な判断ではないでしょうか。何事につけ、批判的に物事を考えることは確かに進歩を後押ししましょう。しかしながら、評価すべきところは正しく評価すべきです。確かに未だに諸々の問題点はあります。それでも現在は十分実務に耐えられるシステムとなっています。これからも問題があればその都度知恵を出し合って解決していけばよいと思います。「士」とは儒教では志の高いものであるとのこと。これまでオンライン登記申請に挑戦してみたものの途中で挫折された方もいらっしゃるでしょう。是非、もう一度手順を踏んで再チャレンジしてみてください。現在、申請情報だけをオンラインで送信している方はさらに進んで添付情報までオンラインで送ってみてください。きっと、あらたな土地家屋調査士としての視界が開けてくることと思います。

松岡直武先生を悼む

早稲田大学教授

日本土地家屋調査士会連合会顧問 山野目 章夫

1 ある登記先例とその解説のこと

1995年の3月29日に民事局長回答の形式で発せられた登記先例があった。二つの文からなり、本文は、地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合においては、土地の筆界も、相対的に移動したものとして取り扱う、とするものである。そして、尚書は、なお、崖崩れなど局部的な地表面の土砂の移動の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う、とする(民三2589号、先例集追Ⅷ668頁)。神戸の震災に際し発出され、東日本大震災においても前提とされた考え方を示すこの先例は、本誌の読者であれば、周知のものであると想像される。原則として境界が地殻と共に動くから、現地における生活感覚には深刻な変化が生じない。尚書の崖崩れの場合に当たるかどうか、を事案ごとに識別することなど実務上気遣うことはあるとしても、頼りになる先例であることは、まちがいない。けれど、この先例に、じつは運用上の指針が解説として添えられており、そうは言っても「関係土地所有者間での筆界の調整は、実質的には合理的な合意を尊重するものであって」そのような合意にも留意せよ、と記されていたことは、あまり注目されることがない。これを文書として記録に残しているものには、近畿ブロック協議会が作成した資料集がある(同協議会編『震災地不動産表示登記報告会(土地家屋調査士震災復興業務)報告資料集』(1996年))。

そして、松岡直武先生は、このことの重要性を折に触れ強調しておられた。地殻と共に筆界が動くという理論のみで話を滑らかに進めることができるのは、その筆が斉一に動いたときに限られる。筆の東側が動いた度合いと西側のそれとで異なる、などということになってくると、塀や杭の位置関係に目に見える変化が起き、当事者は、否が応でも従後の筆界がどこになるか、という問題を意識するようになる。そのようなとき、土地家屋調査士が当事者とよく話し、場合によっては説得して、その後にあるべき筆界を適切に見定めてゆくため、上記指針は根拠を提供する。この問題に神戸の被災地で向き合った

松岡先生であればこそ、その理論的・実務的な重要性を見抜いておられたことであろう。

そしてまた、この問題が、単に話し合って丸く収めればよい、という次元のことで終わるものでない、ということも、お考えになっていたにちがいない。東日本大震災のように地殻が最大で5メートルも動くということになると、不斉一な変化が起こる事例は更に深刻になるから、事案ごと土地家屋調査士に処理を強いて済む話ではなくなってくる(座談会「東日本大震災と土地家屋調査士実務をめぐる法的諸問題」登記情報603号[2012年])。そのことは、2012年12月15日に岩手・宮城・福島各県会が仙台で開催した震災報告会の際にも指摘されたし、会場で図面が展示された福島県須賀川市の統合型境界復元事業の事例は、この問題を如実に抉るものであった。次の大きな災害を睨み、今のうちに制度の手当をし、理論を調べておくことが望まれる。災害が多い日本で、筆界を今後どのように考えていったらよいですか、という松岡先生の声が聞こえてくるような気がする(文献として、松岡直武「地震による境界線の混乱と調整」、井畑正敏「境界線の管理の実情と地震の影響」、いずれも、日本土地法学会編『震災と都市計画・定期借家権』[土地問題双書33、2008年])。けっして、強がりではなく、先生を失っても私たちは、この宿題に果敢に取り組んでゆかなければならない。

2 地図混乱

比喩的に言うと、地殻変動の問題は、いわば自然が作り出した地図混乱である。いうまでもなく地図混乱には、人間が作り出したものもみられる。2010年5月23日、おもに高度成長期の杜撰な分筆処理が深刻な地図混乱を惹き起こした大津の住吉台を私が訪ねることになった際、松岡先生は、会長職の多忙で御時間がないなか、同月19日に私のために寸暇を見出してくださり、赤坂のエクセルホテル東急にて、さまざまなアドバイスをくださった。それが役立ち、滋賀県土地家屋調査士会と滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の皆様の支援もあって、現地の方々との意見交換は充実したものとなっ

た。この種の問題の糸口をどうしたら得られるか、もっと松岡先生のお考えを伺っておきたかったと感ずるが、これもこれからは私たちが処してゆかなければならない。

3 マンションの専門家

会長に就かれる前から長く諸種の役職を担われた松岡先生には、連合会の役員というイメージが濃いかもかもしれないが、お一人の土地家屋調査士としては、マンションの専門家であり、それがライフ・ワークでいらした。単に一棟の建物の調査測量に秀で、登記の手續に精通する、というにとどまらず、よく実体の法律関係を見通し、それと登記との関係について法律家の思考をする感性をお持ちになったマンションの玄人である。

1995年の神戸の震災に際し、エキスパンション・ジョイントでつながれた各棟が一つ一つ別に登記されていても実体は全部で一棟とみられ、集会意思形成が全体でされなければならないと考えるべき事例があったりする難しい状況(松岡直武「マンションの建替え—震災復興から何を学ぶか／棟を越える合意形成—連坦棟・団地」法律時報70巻3号[1998年])を一件ずつ明快に解明して解決したことについて、先生の果たされた役割は大きい。多くのマンションが被災した都市型災害の神戸の震災において、マンションの専門家である先生は、まぎれもなく復興の重要な一翼を担われたと言ってよい。

4 東日本大震災とマンション

マンションと言え、1995年のみならず、2011年もまた、重要な論議の契機を提供している。1995年の折ほど経済が活発でなくなってきた日本において、大きな災害が起こると、マンションを建て替えたり再建したりすることではなく、取り壊して区分所有を終了させるという需要が相対的に大きな意味をもってくる。多数決で取壊しをすることができるようにする制度の検討を始めた法制審議会においては、それと共に、被災した建物とその敷地を一括して事業者売却することができるようにしようとする意見まで唱えられた。

しかし、“一括して”とは、どういうことか。区分合併の登記は売却の前にするのか後にするのか、関連して共用部分である旨の登記がある建物の部分はどのように考えればよいか、わからないことばかりの疑問のある話であり、これは要するにマンションの実務を知らない人の提案であ……と思わず議場で声を荒げそうになった私の眼に留まったものが、審議会の資料として配付された各界の意見である。パブリック・コメントで寄せられた各団体の意見のほとんどが、一括して売却する制度があってもよい、とするなか、ほぼ唯一、慎重に検討することを求めているのが、日本土地家屋調査士会連合会の意見である。曰く、区分建物ごとの抵当権の処理に注意を要する、反対者への対応などで濫用的に運用されることがないように望まれる、など我が意を得たり、のことばかり記されているところに励まされて発言をしたことは言うまでもない(法制審議会被災関連借地借家・建物区分所有法制部会第6回会議、2012年12月11日開催)。

それと同時に興味を抱いたことは、いったい誰がこの意見を草したか、ということである。そして、その謎は、まもなく上記の12月15日の仙台の震災報告会の折にお会いした連合会の方々の話で解き明かされる。「あの意見書は、名誉会長が自らお望みになって筆を執られました」。名誉会長とは松岡先生のことであり、そうであるならば、話は何ら驚くことではない。マンションのことを知り尽くした先生であればこそ、であり、ただちに合点がゆく。先生を失った土地家屋調査士界は、今後、マンションの実務に精通し、かつ、その課題について社会的な発信をする気概を具える新しい世代を育ててゆくべきであろう。その後の法制審議会の審議は、一括して、という発想でなく、建物と敷地について区分所有を保ちながら第三者に取得させることを可能とする制度に調えたうえで法律に含めよう、とする方向で進み、目下、政府提出の法律案が準備されつつある(同部会第8回会議、2013年1月8日開催)。

5 土地家屋調査士の制度

松岡先生が常任理事、副会長、そして会長をお務

めになった時期は、制度にとって激動の時代であった。司法制度改革があり、そして、不動産登記法の全面改正がされた。不動産登記法が全面改正されたのは、松岡先生が連合会の副会長でいらした2004年である。いわゆる93条報告の制度(松岡直武=斎木賢二=山野目〔編〕『実務論点集・新不動産登記法』[2005年、金融財政事情研究会] 127-9頁[38項、松岡])が設けられたのは、同法を実施するために制定された不動産登記規則によって、であった。先生が会長職に就かれる翌05年に筆界特定の制度が設けられ、それに関連して行なわれた土地家屋調査士法の改正により、筆界特定手続代理関係業務と民間紛争解決手続代理関係業務が制度上の位置づけを与えられる(松岡直武=清水響=山野目〔編〕『境界紛争解決制度の解説／筆界特定・ADRのポイント』[2006年、新日本法規]参照)。

その間ずっと、松岡先生は、両議院の各政党の議員や、法務省、国土交通省の関係官の方々に対し、土地家屋調査士の制度を説明し、その課題を解説し、そして、土地家屋調査士の切望するところを伝えるスポークスマンの役割を引き受けてこられた。その粉骨碎身の努力の諸成果は、あまりに多岐にわたり、とてもここで枚挙することがかなうものではない。認定土地家屋調査士の、つまりまた特別研修の制度を導入する提言活動に入る、という決断をなさった際には、私の家に御電話をいただき、一時間近く意見交換をしたことが、忘れることができない思い出である。そうした制度の得失をできるだけ客観的に分析して意見として申上げることが学術顧問の職責であり、その見地から縷々申上げたことに松岡先生は丁寧に耳を傾けてくださり、そして最後に「よくわかりました。その上で、この話を進めようと考えます。司法制度改革から、ずっと歩みを進め、ここまで来ました。私たちは、ここで後ろに退くことはできません」と仰せになった際の気迫のある御声は、ずっと私の耳に木霊し(こだまし)つづけるような気がする。

6 土地家屋調査士法人に関する連合会長見解

土地家屋調査士法の改正の要点には、法人の制度の導入もある。まったく同じ仕組みが司法書士の制

度にもあるにかかわらず、ときに土地家屋調査士のほうで深刻な問題を提供するのは、扱う仕事が、それなりの数を受注し、若干名のチームで調査測量をし、納期までに仕上げるのが要請される土地家屋調査士という産業の構造に関係する。会長の任期中で、この法人の制度を適切に育ててゆくために苦心された跡は、土地家屋調査士法人に関して発出された連合会長見解(会長見解「調査士法人の使用人調査士に関する見解」2008年12月11日理事会決定、本誌625号)などにみられる。これは、土地家屋調査士の業務の公益的な性格や土地家屋調査士法人の制度の趣旨に照らし、土地家屋調査士法人が使用する土地家屋調査士の雇用や執務の在り方の指針を示し、また、そのような使用人の登録の仕組みを整備するものであり、おぼえておきたい松岡先生の御仕事の一つである。

7 被災地と松岡先生

多くの辛い出来事を忘れえぬ3月11日のことであるとしても、土地家屋調査士の世界において、その日の連合会長が松岡先生でいらしたことが一つの灯火であった、と感じない人は、いないであろう。被災地の会員と、その家族、事務所とそこで働く人々を支援し、被災地の各単位会と共に事態に立ち向かおうとして獅子奮迅の指揮をなさった松岡先生のお姿は、多くの人たちの記憶にとどめられるにちがいない。

これは震災の前のエピソードであるが、2005年10月17日、岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が盛岡駅西口のマリオス大ホールで催した集いにおいては、松岡先生の講話を拝聴する機会に恵まれた。同協会の方々から前日に県内を案内されたことを披露され、「平泉の、あの池が美しいお寺、本当によかったですね」と愉快的様子でおっしゃっておられた。その毛越寺(もうつうじ)の池に映し出される夕日の方向から、きっと松岡先生は私たちを見守りつづけてくださることであろう。

けっして強がりではなく、と述べた。けれども、やはり強がりであるかもしれない。幽明を隔てることになった私たちは、もはや松岡先生の御声に耳をすますることが精一杯である。そのことが、くやしい。

『東日本大震災報告会 ～被災地からの発信～』に参加して

日本土地家屋調査士会連合会広報部 戸倉 茂雄

3.11 東日本大震災の発生から2年目を迎えようとしています。残念ながら、原発事故への対応もあり、復興への足取りは重く感じられ、被災地から遠く離れて暮らす私たちでさえ、心の晴れる日がありません。

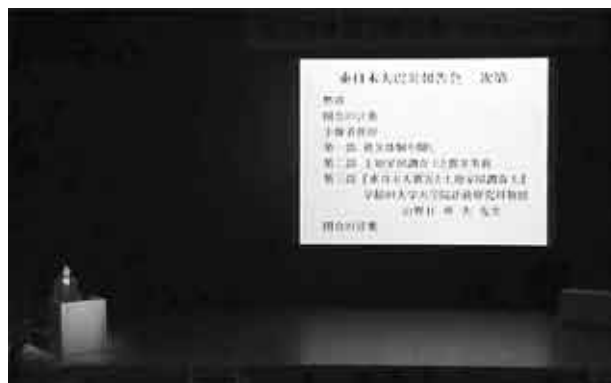
実際の被災地の状況はどうか？テレビや新聞の情報ではなく、被災地でがんばっている土地家屋調査士仲間の生の声を聞きたい。そんな気持ちに応えてくれるように、被災3県(福島会、宮城会、岩手会)の会員による報告会が開催されました。昨年末の12月15日(土)、宮城県仙台市。会場となった仙台国際大ホールに、全国から多くの会員が集まりました。

まず、3.11 震災発生時の状況や行動、また、その後の会員の安否確認や支援物資運搬などそれぞれの会が行ってきた対応、さらに現在の状況について、岩手、宮城、福島の順で報告がありました。巨大津波が自宅を襲う映像。足元まで水が押し寄せてくるなか、避難された会員のお話。居住制限区域のため、今もまだ避難をされている会員からの避難指示区域や一時帰宅での様子の説明。いずれも現実に体験された会員からの報告で、あらためて大震災の凄まじさに衝撃を受けました。

続く第2部は『土地家屋調査士と震災業務について』がテーマ。その中で、宮城会からは、(1)震災による基準点、公共座標、筆界点への影響を検証するための取組み(2)法務局関連として、「地図の街区単位修正作業」及び「土地の境界復元作業」「倒壊建物の滅失調査作業」などの概要(3)官公署の震災復興事業(4)一般(民間)業務への影響(5)震災相談業務、以上5点の角度からの発表がありました。地殻変動のため不規則に移動した土地の境界と地図の差異を一致させる作業や建物の被災状況と登記情報との突合せ作業など、われわれ土地家屋調査士の経験や知識が要求される業務であり、実際に取り組まれる会員は本当に大変だと思いますが、震災復興へとつながる大切な支援業務だと思いました。海岸から少し陸に寄った所に建てられたはずの建物が今では波に洗われる海上に建っている映像には驚きましたが、

気の遠くなるような作業の数々も、東北の震災復興のプロセスであり、被災地だけでなく全国の土地家屋調査士が見守っていくべきだと感じました。

第3部は早稲田大学の山野目章夫教授が『東日本大震災と土地家屋調査士』という演題で講演されました。阪神淡路大震災のときと比較されながら話された「被災地の建物を考える」、「被災地の土地を考える」に続き、「被災地の子らを思う」では、司法書士などの隣接職能が、どのように東日本大震災に向き合ったか、その一端も見ておきたいものだと言われました。複数の未成年後見人の選任や親子関係の存否の論点等を述べられ、東日本大震災には、被災地の子らの未来にも思いを致さなければならない契機もみられる、と話されたのが印象的でした。土地・建物の権利の安定と明確性のために寄与できる土地家屋調査士の専門性をさらに深めるためにも必要な視点であると考えました。



翌日は、3コースによる被災地の視察が行われました。震災発生時の様子を残している地形や、無人の建物を見ると、止まったままの時間を進めていくことが復興なのだと感じました。

最後になりますが、日本土地家屋調査士会連合会広報部では、次号から、「東日本大震災報告会 被災地からの発信」の内容や被災地の現状などについて、紹介していく予定です。

第8回 国際地籍シンポジウム(論文発表)

論文発表

平成24年10月19日(金)に 日本、韓国、台湾から地籍に関する研究者が参加して札幌市で開催された国際シンポジウムですが、「災害復興に向けた地籍、政策、教育の推進」「災害における地理空間情報の活用」「災害に対する地籍測量と地図作成技術の革新」という3つのテーマに関して2つの会場を使用して、午前11時から午後4時まで2回の休憩をはさんで行われました。

発表された研究は、全部で18にも上り、別に記録集が出されますので、詳細につきましては、そちらをご覧くださいと思いますが、韓国と台湾から発表された研究成果の中から、その一部を紹介させていただきます。

台湾の研究者の方々の発表から

台湾の地政管理部門が管理している建物の各フロアの登録記録(日本の法務局で備え付けている建物図面と各階平面図に該当するもの)を利用して、コンピュータの中で3Dの建物の模型を作りだし、土地のデータと組み合わせてサイバーシティをつくりだす。その3Dの建物模型と都市を利用して、地籍の管理・都市計画など多目的に利用されている事例が紹介されました。

また、近年は衛星画像や航空写真の画像が幅広く利用されているが、災害発生時には、その利用が制限されるので、遠隔操作の無人ヘリコプターを利用してデータを取得することによって、その補完をする技術の紹介がありました。

地籍図に関する問題としては、台湾で使用している地籍図は作成年代が古くて、地籍簿と現地との不適合問題が顕在化しているが、この3つを適合させる方式として、街区を計測したりGPS測量成果を利用して座標の変換をかける方式、また図解法で作成されたものをデジタル管理する方法などの研究成果が紹介されました。

韓国の研究者の方々の発表から

韓国の方々からは、地籍再調査事業に関することなどの紹介がありました。

韓国は、地籍非適合地が国土の14.8%を締めており、これを解決するために2011年に地籍再調査に関する特別法が完成し、全国で3つの市と郡で5つの地区を対象にした地籍先進化先行事業を推進しており、2030年までに全国土のデジタル化を目指しているという、韓国地籍再調査事業の推進を期待する報告もありました。

一方、事業推進に関わる技術者の育成と地籍教育については、地籍再調査事業の実施が不透明になって、実業系の高校は地籍教育を中断し、大学の履修学科も変更されてきているので、地籍教育を担当する地籍大学院や地籍学科の開設など質と量の拡充が必要である。また、通信情報技術の発展により、産業界と大学の環境変化も見すえた産学協働のモデル設計をする必要があるという提言もなされました。

また、国土の利用に関しては、近年、地上と地下の立体利用が進んでいるので、区分地上権の登録方法についての提案がありました。

なお、論文発表の題目と発表者の氏名は以下のとおりであります。

台湾から

その1

地籍図と地籍簿不適合解決対策に関する研究

董荔偉

その2

台湾での地籍建物地図データの建置と多目的応用

江渾欽

その3

無人航空機技術で災害情報の収集と多元化地籍応用

周天穎

その4

台湾山岳地帯での地籍測量作業に応用されたe-GPS方式に関する研究

曾耀賢

その5

遠隔測定と3D GIS技術の統合に関する検討
—都市模擬災害を例として—

李訢卉

その6

台北市地籍測量と都市計画測量
—ネットワークシステム制御、差異の分析—

劉家鈞

韓国から

その1

韓国の立体地籍登録に関する研究
—ソウル特別市立体地籍基盤造成事業を中心に—

姜相求

その2

韓国地籍教育の動向と当面の課題に関する研究

李範寛

その3

効率的な国土管理のための韓国的地籍再調査事業の推進方向

李廷彬

その4

産学協力地籍教育プログラムの開発に関する研究

金榮學

その5

地上レーザー測量による坑内採掘鉱山の立体的解析と活用

林成河

その6

地籍基盤3次元地質データを構築する方法

姜相求

日本から

その1

災害復興に向けた地籍、政策、教育の推進

三嶋裕之

その2

災害における地理空間情報の活用
—防災システムの一翼を担う

宮下和美

その3

災害復興に向けた地籍、政策、教育の推進
—被災地から感じたこと

菅原唯夫

その4

大震災への備えと地積測量図の作成
—被災地と地積測量図の役割

藤井十章

その5

3D画像地図アーカイブによる災害対策

今瀬 勉

その6

災害における北海道の公図の活用
—現代に通ずる地図作製の要素

山谷正幸

地図フェア

～伊能忠敬から平成大検地へ～

開催日：平成24年12月8日(土)、9日(日)

開催場所：名張市武道交流会館いきいき
(三重県名張市蔵持町里)入場無料

主催：地図フェア実行委員会

共催：名張市、伊賀市、三重県国土調査推進協議会、
三重県土地家屋調査士会

後援：国土交通省、国土地理院、津地方法務局



会場の様子

名張市では、国の第6次国土調査事業十箇年計画のもと、地籍調査事業に取り組んでおり、この度の「地図フェア」は、市民の方々に「地籍調査」の趣旨、重要性などについてわかりやすく紹介し、「地籍調査」に対する理解を深めていただくものとして、地図フェア実行委員会主催により開催されました。

地図フェア実行委員会は、名張市、伊賀市、三重県国土調査推進協議会、三重県土地家屋調査士会、名張市教育委員会により構成され、前日の準備、当日の運営には市民参加によってイベントを盛り上げたいと募集したボランティアスタッフも加わって行われました。

初日は陽射しは覗いてはいるものの風の強い寒い日となり、翌日は朝目覚めたら一面の銀世界という日ではありましたが、約800人の来場者がありました。

オープニングセレモニー

元国土地理院長であり、現在、伊能忠敬研究会代表理事の星埜由尚氏の基調講演「伊能忠敬の足跡と現代の測量」がありました。伊能図以前の地図として、日本書紀に見られる地図の話、シーボルトによってヨーロッパに紹介された長久保赤水の「赤水図」、国絵図なども画面で見せていただき、伊能忠敬の偉業をあわせてお話いただくことで、伊能図を見る目が現代の地図からではなく、伊能図以前の地図から見る目というものを持たせてもらえる講演でもあり、伊能図をより深く楽しめる、実測して白紙に地図を起こしてできあがった伊能図の偉大さをまっすぐに感動できるアプローチとなる講演でした。

伊能大図フロアー展示

地図フェアの主役は、武道場いっばいに並べられた伊能大図214枚の展示です。214枚を展示用プレート255枚に再構成し、現物に近い描画として原寸大で、縦30メートル、横60メートルにもおよび、中図8枚、小図3枚とあわせて、三重県内では初めての展示となりました。来場者は、実際に地図の上を歩き、観て、触れて、思い思いの地を見つけては、じっと立ち止まり、百聞は一見にしかず、伊能忠敬の偉業を体感しているようでした。

伊能忠敬に関するパネル展示、測量器具の展示

紹介パネルに合わせて、伊能忠敬が当時使用した測量器具が展示されていました。立て置きされ、一際目をひく天体観測を行う木製の「象限儀」の前で、おっきい～と言う子どもに、こんなん持って歩くの大変だなあと話している親子連れ。方位盤である「わんからしん」に一人うなずき興味津々の白髪男性。老いも若きも皆それぞれに貴重なこの機会を楽しまれているようでした。



パネル前で家族談義

そのほかの地図展示

今回の地図フェアで、この地ならではの地図の展示が、松尾芭蕉、本居宣長とともに、三重県の三大偉人である松浦武四郎が作った「蝦夷大概之図」。伊能忠敬、間宮林蔵らによって北海道の沿岸部が測量され地図はできていましたが、内陸部を調査して地図を完成させたのが、北海道の名付け親として知られる松浦武四郎です。伊能忠敬が亡くなった1818年に、伊勢国一志郡須川村(三重県松阪市)で、紀州徳川家の郷土の家に生まれました。武四郎の家は伊勢神宮に向かう伊勢街道沿いにあり、おかげ参りの旅人から聞く日本各地の話から見知らぬ土地への憧れがあったようで、17歳のとき全国を巡る旅に出ます。26歳のとき蝦夷に向かい41歳まで6度に渡る踏査で、地図作りの測量だけでなくアイヌの暮らしや文化などの民族的な調査も詳細に行っています。武四郎の「東西蝦夷山川地理取調図」は緯度1度・経度1度を1枚として26枚をつなげるもので、国後島、択捉島も含む縦2.4メートル、横3.6メートルの大きな地図で、山の地形がケバ(細い線)で立体的に表現され、川がどのように流れているか、約9,800点のアイヌ語の地名がカタカナで記されています。この地図の複製が松阪市小野江町にある松浦武四郎記念館のロビーの床に展示されていますので、伊勢の国にいらした折には、記念館へのお立ち寄りをお勧めします。

また、名張市に現存する古地図も展示されていました。

地籍調査に関するコーナー

地籍調査の効果や流れがパネルで紹介されているほかに、名張市や伊賀市で、現在、実際に行われている地籍調査事業についてもパネル展示等でわかりやすく紹介されており、横に置かれた国土交通省編纂発行のまんが地籍調査の小冊子を持ち帰る方も見受けられました。

最新の測量器具の展示

現代のGISデモ展示コーナーのまわりで長く足を止めているのはマニアックそうな若者。その横で一般の方は、最新の測量器具に未来の物を見ているような、伊能隊の測量器具との対比が凄すぎて面白いと話していました。

土地無料相談、測量体験イベント

三重県土地家屋調査士会伊賀支部の会員による「無料相談会」と「伊能さんの歩測に挑戦」コーナーでは、当初は外で予定していた歩測イベントは寒さと強風のため室内に会場を移し、歩測の距離は半分になりましたが、2日間で100人ぐらいの方が挑戦されました。芋苗を植えるときに役立てたいとか、若いころは安定した一歩で…したもんだとか、最高記録はトータルステーションとの測量誤差が驚きの6mmでした。また、トータルステーションで、建物の外に据えたターゲットを実際に覗くと、はっきり良く見えることに誰しも驚嘆うれしそうでした。当日実施には至りませんでした。伊能隊と同じような測量体験も企画していたようで、会員手作りの「わんからしん」はお見事でした。土地の相談はなく、市民の方々は終始地図フェアを楽しみ、会員にとっても親睦を深める楽しい2日間となりました。



手作り「わんからしん」



測量機器に触れる・
手作り「わんからしん」(左)

三重県の地籍調査の進捗状況は全国で下から2番目、進捗率は全国平均の50%を大きく下回っています。今回の地図フェアは、なかなか触れることのない「地籍調査」の重要性を知ってもらうことを目的として開催されましたが、それに深くかかわっている土地家屋調査士という資格者を知っていただく機会にもなりました。

また、地図フェアでの「伊能大図フロア展示」は、2010年8月に新潟市で開催された完全復元伊能図全国巡回フロア展を見る機会を得た一人の名張市職員の感動が、名張の子供たちにも見せてあげたい、地図の持つ素晴らしさを体感させてあげたいとの熱い思いとなり、多くの賛同者を得て実現となりました。

土地や測量について、地図について、地籍調査について、つまりは境界について、さまざまな視点から関心をもっていただくための柔軟な働きかけが、今後も土地家屋調査士制度広報には必要であると思われます。

広報員 上杉和子(三重会)



愛媛大学法文学部総合政策学科講義

12月18日、日本土地家屋調査士会連合会の岡田潤一郎副会長による、愛媛大学法文学部総合政策学科講演授業「紛争と裁判」(講義75分・質疑応答15分)を取材しました。

愛媛大学での講義をすることのきっかけは、平成20年度に講師だった和田直人先生(現静岡大学大学院)から、実務家の方に法文学部総合政策学科の3回生の「不動産登記法」の講義を頼みたいとお話を頂いたことでした。今年で4年目になり、前期の講義全15回を司法書士の方と教えています。岡田副会長の講義は、内第1回 ガイダンス・講師紹介、第2回 表示に関する登記(登記の対象となる不動産)、第3回 表示の登記の調査実務、第4回 土地に関する表示の登記とその手順、第5回 建物に関する表示の登記とその手順、第6回 土地制度と歴史的沿革、第7回 筆界特定制度とADRでの取組み、第14回 講義全体のまとめ、第15回 期末試験です。

今年、「不動産登記法」の講義を受けていた学生の中で法務局にインターンシップに参加した女学生が1名、土地家屋調査士受験を目指しているという、喜ばしい情報を得ました。

今回の「紛争と裁判」についての講義は、愛媛大学法文学部総合政策学科において必修科目であり、実務家が講義を行うのは、土地家屋調査士の他に、司法書士・弁護士・行政書士・税理士・裁判所書記官があります。



対象は一昨年に引き続き、法律の勉強を始めて間もない2回生約80名の学生。

始めに、「土地家屋調査士」の認知度を確認したところ、知っている一0人。聞いたことがあると答えた学生は13人とどまりました。

また、現時点で、卒業生に、司法書士はいますが、土地家屋調査士はいないそうです。

クリスマスプレゼントとして岡田副会長から学生に、「日本を測る人びと」藤本政弥著、境界問題相談センター愛媛のクリアホルダー(A4)・チラシ、「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」、土地家屋調査士のリーフレットを配布しました。

講義は、土地家屋調査士の成り立ちや仕事内容、公図や地積測量図について、事例1松山市道後地区(地図混乱地域)・事例2港区六本木6丁目(六本木ヒルズの再開発)・事例3東日本大震災に伴う復興支援、また筆界特定制度と筆界確定訴訟、ADRとは?という内容を、パワーポイントで多くの写真を使い説明しました。

講義後の質疑応答では、聴講生らしき60歳くらいの男性から、土地の数え方の単位である筆についての由来の質問がありました。「明治期の法律家であり、漢文の大家である箕作麟祥や田中かおるが不動産登記法を作ったが、筆もまた漢文が由来なのか?」という内容でした。また、小佐井良太担当准教授(法社会学)から、ADRの広報活動についての質問がありました。

今年度の学生の講義のレポートは、後日になりますので、以下前回(一昨年)の学生によるレポートから、講義感想を抜粋。なお、一昨年のレポートであるので、事例3の東日本大震災の感想はありません。

・「土地家屋調査士という職名は聞いたことがあったが、具体的にどういう仕事をしているのかを知らなかった。」

・「今回の講義を聴くまで、土地家屋調査士という



資格の存在も知らなかった。」

- ・「正確な地図を作成して住みよい街づくりに貢献する土地家屋調査士という仕事はとても魅力的だと思いました。」
- ・「道後温泉や六本木ヒルズが事例として取り上げられていたが、土地家屋調査士の仕事によって、魅力的な観光地、街へと生まれ変わった。ずっと残っていくものに関われるというのは、やりがいも大きいと思った。」
- ・「隣接法律業とは違って、数学的な能力も求められるので、少し敬遠しがちだが、複雑化しがちな境界紛争を円満に解決することを目指すという点で、大変な利害の関係する職であると思った。」
- ・「〈境界問題相談センター〉では、法律規範のみにとらわれず、紛争両当事者が納得した柔軟な紛争解決を目指すものであるため、隣人同士で感情的

な対立が根深くしみこむ前に、裁判の紛争解決より、迅速且つ公正的な円満解決を満たすような紛争解決ができることが分かった。」

- ・「岡田副会長の人柄にふれ、岡田先生が常に土地家屋調査士として果たすべき社会的役割は何なのかを考えておられる人で、何か力になりたいと思ってくださる人なのだということがわかりました。」
- ・「法律家は知識を身につけている専門家ではなくて、その知識を正しく使い、紛争解決に貢献することの専門家でありプロなのだというプロ意識が大切なのだという事を岡田先生の姿勢を通して学びました。」

学生たちのレポートを読み、講義を行うことでどのように土地家屋調査士の仕事が学生に写るのかがわかりました。また、土地家屋調査士(土地家屋調査士の仕事、筆界特定制度、ADR代理)について、調べてレポートを書いた学生もあり、たいへん興味深かったです。広報活動として、有意義であると思います。全国で、講師をされた方もたくさんいらっしゃると思いますが、その方たちが講義内容や学生の反応などを情報交換する場を日本土地家屋調査士会連合会が設けることができたなら、よりよい講義・広報活動になるのではないか、ということを提案して、報告を終えたいと思います。

広報員 小倉修二(徳島会)

会長レポート

R E P O R T

1月16日
～2月15日

1月

16日

平成25年新年賀詞交歓会

新年賀詞交歓会には、全国の土地家屋調査士会から32会の各会長、顧問、相談役、ほか数十名の会員並びに政治連盟・公嘱協会の役員、多くの関係団体、そして太田国土交通大臣はじめ国会議員関係者の多くのご参加のもと盛大に開催することができました。関係各位におかれましては大変ありがとうございました。

高村正彦議員「衆議院議員高村正彦君を囲む会(高村正彦東京後援会年次総会)」

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長である高村正彦先生を囲む会に出席し、現在の政治課題についてのご講演を拝聴した。先生は弁護士でもあり土地家屋調査士の良き理解者と認識しております。これからのご活躍にご期待申し上げます。

17日

日本司法書士会連合会 平成25年新年賀詞交歓会
ザ・キャピタルホテル東急にて、細田日本司法書士会連合会会長のもと、5団体主催の交歓会が国会議員はじめ関係団体そして多くの会員の出席により盛大に開催され、益々の親交を深めてまいりました。

18日

太田昭宏国土交通大臣表敬訪問

関根副会長、横山政治連盟会長ほか同席
お忙しい中、土地家屋調査士の良き理解者である太田国土交通大臣にお会いして、東日本大震災の被災地における復興等についてお話を申し上げた。大臣とは選挙区が東京であることから平素より親交があり、今後においても益々のご活躍に期待を申し上げるとともに、土地家屋調査士制度の発展にご尽力いただけることの約束をして参りました。

21日

全国社会保険労務士会連合会、同政治連盟 平成25年新春賀詞交歓会

横山政治連盟会長同席

東京會館において、金田修全国社会保険労務士会連合会会長そして堀谷義明政治連盟会長のもと、多くの国会議員、また関係団体の出席により、盛会裏に交歓会が開催されました。

22日

東京会「新春交礼会」

國吉東京会会長のもと、多くの都議会議員をはじめ関係団体の出席により盛会裏に新春交礼会が開催されました。東京会におかれましては益々のご活躍にご期待申し上げます。

23日

根本匠復興大臣表敬訪問

竹谷専務理事同席

地元福島県から五十嵐会長、松田政治連盟会長、齋藤公嘱協会理事長はじめ関係者数名にてご公務多忙のなか、表敬訪問の機会を与えられ大臣就任のお祝いを申し上げた。また、東日本復興の今後の方針等についてお話をお伺いすることができた。土地家屋調査士会として復興に際して協力をしていくことを申し上げた。

25日

松岡名誉会長告别式

志野副会長同席

去る1月20日、松岡名誉会長の突然の訃報に接し、万感胸に迫る思いであり、誠に残念でなりません。また、全国の土地家屋調査士にとりましても深い悲しみであります。松岡名誉会長は業務に精励する傍ら、7期14年にわたり日本土地家屋調査士会連合会の役員として内3期6年を会長として連合会を代表して多大な貢献をされました。松岡名誉会長の心の中にはいつも、土地家屋調査士

制度の向上と発展そして後進の育成という想いがあったのではないのでしょうか。私も会長として松岡名誉会長の熱き思いを引き継ぎ土地家屋調査士一丸となって土地家屋調査士制度の向上と発展に努めて参ることを祭壇にお誓い申し上げてまいりました。通夜、告別式には全国から各土地家屋調査士会会長をはじめ多くの会員、関係者の方々が参列されていました。

29日

林芳正議員「第28回朝食勉強会」

農林水産大臣である林芳正参議院議員の勉強会に出席。「新政権と予算・税制」という演題で、大臣は大変経済通であり時間の過ぎるのも忘れ講演を拝聴した。

30日

平成24年度CPD評価検討委員会

清水・鈴木両委員、志野副会長、専務理事、研修部長、研修部次長、研修部理事出席

今後の土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD)について協議を行った。

31日～1日

第13回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長、財務部長出席

＜協議事項＞

- 1 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

2月

1日

第63回「社会を明るくする運動」中央推進委員会会議

この会議は法務省主催の会議で、連合会として初めて参加した。当日は岡田副会長に代理出席をお願いした。

6日

第14回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

＜協議事項＞

- 1 平成24年度第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

6日～7日

第7回常任理事会

各副会長、専務理事、各常任理事出席

＜審議事項＞

- 1 平成25年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 連合会役員選任規則に基づく選挙管理委員会委員の選任について
- 3 団体定期保険制度の廃止について
- 4 調査・測量実施要領の改定(案)について
- 5 第9回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 6 登記所備付地図作成作業に係る積算基準について
- 7 土地家屋調査士会等と地方公共団体等における災害時の協定に関する情報の取りまとめについて

＜協議事項＞

- 1 懲戒処分事例集の作成について
- 2 平成24年度第2回全国会長会議の運営等について
- 3 各種委員会委員等への報償費支給について
- 4 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 6 業務関係図書等の頒布方法の変更について
- 7 個人情報プロテクターの導入について
- 8 土地家屋調査士実務トレーニング研修について
- 9 第9回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について
- 10 平成25年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施計画について
- 11 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓発活動について
- 12 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 13 連合会における平成25年度の主要な会議に関する日程案について

7日

保岡興治議員「保岡興治モーニングセミナー」

定例のモーニングセミナーに出席をし、今回は一般社団法人高度技術社会推進協会顧問の福川伸次さんから「変容する世界構造と日本の対応力」－混沌迷の中に指針を探る－についてご講演を拝聴し

た。現在、保岡興治先生は自由民主党の知的財産戦略調査会長をされております。

7日～8日

第2回全国ブロック協議会長会同

各副会長、専務理事、各常任理事、各ブロック協議会長出席

<議題>

- 1 第2回全国会長会議の運営等について
- 2 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 3 第8回及び第9回土地家屋調査士特別研修の運営等について
- 4 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築について
- 5 第70回定時総会提出議案について

8日

漆原良夫議員との面談

関根副会長同席

公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会会長、国会対策委員長、党法務部会顧問でもある漆原良夫先生に兼ねてからご相談を申し上げていた不動産登記法の附則第9条(旧法附則第5条)について、法の経過措置ではなく国民が知る権利として国民の財産である国、地方自治体等の所有する不動産が登記されることが国民の希求であることから意見交換を行った。この意見交換は決して附則第9条の改廃を求めることではありません。

12日

漆原良夫議員「衆議院議員漆原良夫君を囲む激励の会」

「衆議院議員漆原良夫君を囲む激励の会」に出席をして参りました。この会には安倍内閣総理大臣をはじめ多くの大臣そして党の代表、幹事長また関係団体の幹部の方々が出席され盛会裏に開催されました。益々のご活躍をお祈り申し上げます。

13日～14日

第3回監査会

監事2名の出席のもと、平成24年度の業務及び会計監査が行われた。

14日

第15回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席

<協議事項>

- 1 平成24年度第5回理事会審議事項及び協議事項の対応について

地籍問題研究会幹事会に出席

岡田副会長同席

幹事会の席上、冒頭に故松岡幹事のご冥福をお祈りし黙祷を捧げた。この幹事会は3月に行われる総会に際し、代表また各役員の推薦候補について協議がなされました。連合会から3名の役員を推薦いたしました。

14日～15日

第5回理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事出席

<審議事項>

- 1 平成25年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 連合会役員選任規則に基づく選挙管理委員会委員の選任について
- 3 懲戒処分事例集の作成について
- 4 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 6 団体定期保険制度の廃止について
- 7 調査・測量実施要領の改定版(案)の取扱いについて
- 8 第9回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 9 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓発活動について

<協議事項>

- 1 平成24年度第2回全国会長会議の運営等について
- 2 業務関係図書等の頒布方法の変更について
- 3 土地家屋調査士実務トレーニング研修について
- 4 第9回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について
- 5 平成25年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施計画について
- 6 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成25年 1月10日付

東京	7766	北村	真理	東京	7767	瀧澤	崇
東京	7768	横山	貴永	神奈川	2948	小田島	薫
神奈川	2949	豊藏	恵子	神奈川	2950	文元	貴弘
神奈川	2951	高木	俊介	千葉	2121	宮崎	信行
千葉	2122	都祭	正尚	千葉	2123	日下	君敏
栃木	904	住吉	壮介	静岡	1739	田中	利幸
静岡	1740	塩川	哲也	長野	2574	清水	敏男
新潟	2183	佐藤	隆史	新潟	2184	柳原	大輝
新潟	2185	古寺	久徳	新潟	2186	佐藤	敏也
大阪	3176	渡口	優	大阪	3177	神田	悠
大阪	3178	福田匠治郎		大阪	3179	二上	剛己
大阪	3180	武下	淳	大阪	3181	西明寺雄大	
大阪	3182	佐藤	俊輔	大阪	3183	稲垣	智
兵庫	2409	田渕	文昭	奈良	424	松岡	芳明
和歌山	425	坂口	了太	愛知	2819	勝田	崇
愛知	2820	加藤	昌士	愛知	2821	倉富	賢
愛知	2822	加藤	充	愛知	2823	関	孝佳
石川	649	神佐	佳美	石川	650	小林	大祐
広島	1841	三浦	康明	広島	1842	須本	一裕
広島	1843	伊藤	稔	広島	1844	吉村	光平
広島	1845	西本	直樹	山口	950	末富	洋一
岡山	1362	浦上	優	岡山	1363	國定	龍也
福岡	2214	新井	誠大	福岡	2215	古賀	辰啓
福岡	2216	串田	達治	熊本	1182	豊崎	有梨
鹿児島	1047	田中	正文	福島	1463	加藤	一宏
福島	1464	加藤	修吾	香川	699	佐藤	伸一

平成25年 1月21日付

東京	7769	相馬	康人	神奈川	2952	高橋	肇
埼玉	2522	長坂	慎吾	埼玉	2523	市川	潤
埼玉	2524	菊地	浩	茨城	1429	岩瀬	茂雄
栃木	905	八重崎元彦		栃木	906	齋藤	剛
山梨	391	田中	仁	山梨	392	仲田	哲也
新潟	2187	小林	潤	奈良	425	佐藤	将太
愛知	2824	酒井	靖	福岡	2217	家入	幸雄
福岡	2218	小野	和弘	鹿児島	1048	田代	幸雄
福島	1465	金子	正人	岩手	1137	小田島朋道	
札幌	1168	石川伸之介		釧路	342	横山	太郎

登録取消し者は次のとおりです。

平成24年 4月17日付 栃木 186 佐伯 民夫
平成24年11月 6日付 栃木 486 秋澤 孝雄
平成24年11月28日付 千葉 1166 福島 英記
平成24年12月 6日付
長野 1865 蒲生 三夫 新潟 1946 小林 秀一
平成24年12月12日付
東京 762 斉藤 茂雄 神奈川 1820 原田 昌年
平成24年12月19日付 大阪 2809 尹 炳仁
平成25年 1月10日付
東京 2558 鈴木 良和 東京 4941 伊庭 俊雄
東京 7483 鎌田 誠 神奈川 1808 金子 顯
神奈川 1826 鶴岡 久 神奈川 2203 嶋本 守
神奈川 2225 岡 辰治 神奈川 2329 井口 学
埼玉 1131 伊藤 進之 埼玉 1396 内田 季夫
滋賀 235 十二里 勝 岐阜 660 野々垣春彦
岐阜 872 尾藤 礼二 長崎 604 出田 英雄
大分 568 安部康二郎 宮城 491 龍田 セツ
宮城 758 三浦 啓嗣 宮城 986 阿部 由訓
秋田 966 津谷 金雄 秋田 977 後藤 至
釧路 160 鈴木 一雄 釧路 200 木村 利男
平成25年 1月21日付
東京 7588 木村 忠之 茨城 16 江戸 義孝
群馬 886 望月 猛美 大阪 1646 久保田香一
滋賀 120 中嶌美紀男 愛知 2299 加藤 春夫
広島 1044 西本 和雄 島根 234 池庄司敏子
島根 268 石田 久夫

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成25年 1月10日付
神奈川 2752 豊藏 康之 栃木 837 吉田 幸治
栃木 894 椎根 一雄 新潟 2057 菊池 隆雄
愛知 2668 山本 知史 愛知 2755 丹羽 拓也
愛知 2781 大須賀 亮 愛知 2787 橋本 正彦
三重 718 中村 豪 岡山 1357 土屋 雅裕
平成25年 1月21日付
東京 6316 滝口 敏雄 東京 7417 内田慎一郎
愛知 2393 河合 信季

1月
21日

第10回業務部会(電子会議)

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士調査・測量実施要領改訂版について
- 2 コンプライアンス・プログラム改訂版について
- 3 法務省との打合せについて
- 4 平成25年度業務部事業予算案について

23日～24日

第5回財務部会

<議題>

- 1 平成24年度財務部事業計画の執行状況について
- 2 他会計繰出金及び特定資産取得支出の執行について
- 3 各土地家屋調査士会の財政状況の調査について
- 4 写真コンクールの実施について
- 5 団体定期保険制度の廃止について
- 6 業務関係図書等の頒布品における一部商品の移管について
- 7 平成25年度予算(案)について
- 8 個人情報プロテクターの導入について
- 9 平成24年度における各種委員等の報償費について
- 10 今後の日程について

24日～25日

第3回筆界特定制度推進委員会

<協議議題>

- 1 ADRセンターの活用について
- 2 各土地家屋調査士会からの筆界特定申請に係る「申請手続受付・進捗状況表」の収集等について
- 3 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携に関する研修会について
- 4 研修会マニュアルと資料の作成について
- 5 筆界特定の現状アンケートについて
- 6 平成25年度事業計画案について

第7回地図対策室会議

<協議事項>

- 1 登記所備付地図作成作業に関する今後の取り組みについて

25日

第5回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第8回土地家屋調査士特別研修について
- 2 研修の視察及び考査の立会いについて
- 3 グループ研修の対応方法について
- 4 第9回土地家屋調査士特別研修について

- 5 特別研修における不測の事態等への対処について

30日

第8回総務部会

<協議事項>

- 1 懲戒処分事例集の作成について
- 2 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 3 平成24年度第2回全国会長会議の運営等について
- 4 各種委員会委員等の報償費基準の新設(案)について
- 5 土地家屋調査士会からの照会等への対応について
- 6 関係団体等からの照会等への対応について
- 7 研修部から総務部への確認依頼の対応について
- 8 連合会における平成25年度の主要な会議に関する日程案について
- 9 平成25年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について

平成24年度CPD評価検討委員会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士CPD制度について

30日～31日

第8回社会事業部会

<協議事項>

- 1 平成25年度社会事業部関連予算(案)について
- 2 平成25年度社会事業部事業の取組み方針について
- 3 発出文書の内容等の確認について

31日～1日

第13回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

第4回研究所会議

<議題>

- 1 平成24年度研究所事業の懸案事項について
- 2 平成24年度研究所事業の総括について
- 3 平成25年度研究所事業へ向けての申し送り事項について

第5回広報部会

<協議事項>

- 1 平成25年度の「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 2 平成25年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施計画について
- 3 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓

発活動について

- 4 「事務所運営に必要な知識」について
- 5 会報4月号から6月号の掲載記事について
- 6 第2回全国会長会議の取材及び記事について
- 7 平成25年度の会報の表紙の色、デザインについて

2月 6日

第14回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成24年度第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

6日～7日

第7回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成25年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 連合会役員選任規則に基づく選挙管理委員会委員の選任について
- 3 団体定期保険制度の廃止について
- 4 調査・測量実施要領の改定(案)について
- 5 第9回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 6 登記所備付地図作成作業に係る積算基準について
- 7 土地家屋調査士会等と地方公共団体等における災害時の協定に関する情報の取りまとめについて

<協議事項>

- 1 懲戒処分事例集の作成について
- 2 平成24年度第2回全国会長会議の運営等について
- 3 各種委員会委員等への報償費支給について
- 4 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 6 業務関係図書等の頒布方法の変更について
- 7 個人情報プロテクターの導入について
- 8 土地家屋調査士実務トレーニング研修について
- 9 第9回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について
- 10 平成25年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施計画について
- 11 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓発活動について
- 12 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 13 連合会における平成25年度の主要な会議に関する日程案について

7日～8日

第2回全国ブロック協議会長会同

<議題>

- 1 第2回全国会長会議の運営等について
- 2 土地家屋調査士の懲戒処分について
- 3 第8回及び第9回土地家屋調査士特別研修の運営等について
- 4 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築について
- 5 第70回定時総会提出議案について

13日～14日

第3回監査会

14日～15日

第5回理事会

<審議事項>

- 1 平成25年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 連合会役員選任規則に基づく選挙管理委員会委員の選任について
- 3 懲戒処分事例集の作成について
- 4 日調連特定認証局の民間認証局への移行について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 6 団体定期保険制度の廃止について
- 7 調査・測量実施要領の改定版(案)の取扱いについて
- 8 第9回土地家屋調査士特別研修の開催日程(案)について
- 9 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓発活動について

<協議事項>

- 1 平成24年度第2回全国会長会議の運営等について
- 2 業務関係図書等の頒布方法の変更について
- 3 土地家屋調査士実務トレーニング研修について
- 4 第9回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について
- 5 平成25年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施計画について
- 6 平成25年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

15日

第6回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第8回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第9回土地家屋調査士特別研修について

第4回特定認証局運営委員会

<協議事項>

- 1 鍵更新及び暗号アルゴリズム移行に関する対応について

秋田会

「測量便利グッズ え、なんで爪楊枝なの？」

湯沢支部 齋藤 文夫



『会報あきた』第142号

飽くことなく精度を探求する技術者にお勧めの小道具—爪楊枝をご紹介します。

使用法はいたって簡単。既知点を後視に使うとき爪楊枝—食後に歯をシーハーするアレー—を測点のド真中に突っ立てこれを視準します。

固定するには石・ブロック片をかぶせるか糊・粘着テープを使い

ます。

私見では150メートル前後まで視準可能。細身色白な姿がトランシットの黒い鉛直線にピッタリとハマります。後視の視準精度を高めたいときに使っています。

13年前東京都心の測量会社で修業したとき同僚が毎日のように爪楊枝を後視に使うので憶えまし

た。ピンポールスタンドかコーンをターゲットに使うとよいでしょう。ターゲットがあれば爪楊枝が行方不明になったり、歩行者に踏まれたりといったアクシデントをふせげます(子供に踏まれたことが実際にありました)。

犬猫が怪我をしないよう回収はお忘れなく。



▲使用例



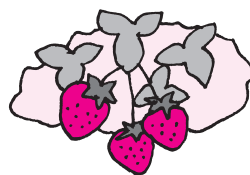
▲用意するものは石、糊、爪楊枝



▲拡大図

ちようさし俳壇

第334回



春寒

水上陽三

空前の大き声出て豆を撒く
家ごとに臘梅咲かす小路あり
薄氷や御手洗に杓見当たらず
下萌や夜に作らるる土竜みち
売場の灯眩しきバレンタイン過ぐ
凌霄と多摩川跨ぐ老詩人
春浅し錆極まれる日向山
春寒しカヌーの艇庫扉なく
この道のはるか秩父春北風なうひ
春寒を来て家ぬちに飯噴く香

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

如月の青空飯田龍太の忌
妻のほか豆撒く声のなかりけり
憲法の改正いかに建国日
春の雪木歩の句碑に竹の葉に
寒明けの北の連山紺に澄み
甲冑も土器も灯のなか春の暮
岩燕灯台はまだ灯を入れず
花時の紺を綺羅とし能登の海

茨城 島田 操

八十路吾れ免許更新草萌ゆる
下萌や風土記の丘の息遣ひ
紅梅が開き天日動き初む
初場所の一勝に泣く雅山
春雪や耕運機にて子を送る

雛飾る店先連ね灯しをり
寒明けの水竹樋を走り来る
畦焼の休耕田に火を放つ

埼玉 井上晃一

玄関のポストに賀状届く音
神領の鯉に仰がれ初詣
釣友と年賀を交はす川挟み
家族してパズルを解くも松の内
早やもらす微酔の軒置炬燵

今月の作品から

水上陽三

花時の紺を綺羅とし能登の海
黒沢利久

花と言えば桜をさすのが伝統的な詩歌の約束事であるから、花時と言えは桜の花の咲く頃と解するのが一般であるが、花の頃と言うと地域的な違いもあることからやや柔軟に解して良いであろう。能登の海と言えは長い冬の日本海の荒波が思い浮かぶ。その日本海も花の咲く頃ともなれば紺色を湛え、ようやく穏やかさを見せる。まさに紺色が美しさ、華やかさの象徴のように思われるのである。

島田 操

春雪や耕運機にて子を送る

朝起きて見たら一面春雪に覆われ今なお降り続けているのであろう。学校が駅に行く先は分らないが、山の深いタイヤを履いた耕運機ならば滑る心配はないのでこれで送ってやると、祖父の出番となったのである。豊饒たる祖父と、子供の嬉しげな情景が浮かぶ。

神領の鯉に仰がれ初詣

井上晃一

境内の池に飼われている大鯉も、厳寒の今は動きが鈍いと言うより池の底にじっと動かないでいる。そんな鯉が初詣で行ったり来りする人間をジロリと見上げていっているというのである。このような焦点を鯉に当てた発想は大変おもしろいと思う。

「ちようさし俳壇」 投句募集

連合会広報部では、熱心な俳人からのご投句を募集しております。

前々月10日から前月10日の1か月の間目安にご投句いただきました中から、選者が選定の上、添削し、さらに紹介された中から数句について選者の雑感が付け加えられます。

【ご投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句（二口3～5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便・・・〒101-0061 東京都千代田区

三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX・・・03-3292-0059

電子メール・・・rengokai@chosashi.or.jp

《左記について予めご了承ください》

・採用のご連絡は掲載をもって代えさせていただきます。

また、添削などについてご本人へ前もってご連絡差し上げることはありません。

我が会の会員自慢

VOL. 14

東京会 『第2の人生』

東京土地家屋調査士会 立川支部 水本 建司

都庁のある新宿より西方約30キロに位置する東京都立川市。そこに近隣三市をあわせ、約50名の会員が所属する支部が、我々、東京土地家屋調査士会立川支部です。

今回ご紹介するのは、当支部所属の水本建司さんです。水本さんは、陸上自衛隊でヘリコプターの操縦士として30年近く活躍され、定年後に一念発起し、2005年調査士試験に合格し、2006年には開業されました。日本広しといえども、ヘリコプターの操縦免許を持った土地家屋調査士はあまりいらっしゃらないと考えます。

大空という三次元空間から、若干の高低差を無いものとすれば、調査士という限りなく二次元に近い職に舵切りをし、操縦桿から「トータルステーション」というカッコ良い横文字の相棒に乗り換えられたいきさつや、近年「オスプレイ」なるヘリコプターもどきの怪物が世間を騒がしているだけに、自衛隊時代の裏話などお聞きすることができれば楽しいと考えています。

東京土地家屋調査士会 立川支部 支部長 橋本 延之

水本と申します。出身は島根県、戦後の昭和21年生まれ、世界遺産石見銀山の近くが私の故郷になります。過疎地の例にもれず郷里で働くこと叶わず、自衛官となって全国を3年から6年の単位で勤務して回りました。そして定年退職直前に赴任した勤務地立川基地近傍の東大和市に居を構え、現在に至っております。

さて、私の前職が航空操縦士であったため、土地家屋調査士という資格士業との組み合わせが異色ということから当記事の執筆の依頼がありました。しかし、現在のような長寿社会においては前職とは全く無関係の仕事で第2の人生を送ってみようと挑戦するのは、私だけではないように思います。むしろ増えてくるのではないのでしょうか。

私は、大学卒業後陸上自衛隊の幹部候補生として採用され、航空科に所属し、連絡偵察機から始まり各種ヘリコプターの操縦士として隊務の半分を操縦職主体に勤めました。そして55歳になり、2等陸佐(旧軍では中佐)で定年を迎えました。

自衛隊では、退職予定者にそれぞれ適職を斡旋してくれる部署があり、大なり小なり希望に沿う形で再就職を果たし、定年後も皆、頑張っています。

私も当初はそのつもりでいたのですが、人に仕え

るのはもう充分という気持ちがあり、それまで何の接点も無かった土地家屋調査士の資格を取り、開業するに至りました。

土地家屋調査士となった今、皆さんから「パイロットの資格がありながらどうして土地家屋調査士になったのですか?」とよく聞かれます。パイロット技能を生かした仕事はなかったのか?ということでしょう。

そこで私は、半分冗談ですが、「長いこと空気の上にふわふわと浮いていたので、第2の人生は、しっかりと地に足をつけた仕事をしたいと調査士を選択しました。」と言っております。





本当のところは、自衛隊在職中、一緒に勤務した何人もの上司、同期、後輩が殉職されたことを思うとき、無事定年を迎えられたことに感謝するとともに、操縦職にいつまでも固執しまいと決めていたためです。こうして現在、開業して7年目に入り、ポツリポツリと入る仕事ながら、毎回新しい経験と困難に直面している今日この頃です。

この寄稿にあたり、私が操縦士になってからのことと、土地家屋調査士業を始めてからのことを振り返りましたが、経験年数が意外と符合しているように感じます。

陸上自衛隊の航空操縦士は搭乗配置につくと、訓練・用務で週約3回のフライトを行いますが、1フライトあたり約2時間かかるため、月平均30時間弱の飛行時間になります。

さらに、各部隊では操縦士といえども飛行するだけではありません。飛行のために準備時間も費やしますが、どの部隊も人員が完全に充足されていませんから、多くの業務をそれぞれ抱えながら飛行業務と地上業務との調整をしつつ勤務することになります。順調に飛行できれば年間平均約300時間程度

になり、陸上航空の操縦士は約5、6年でようやく1500時間に達します。この段階で、機長としての仲間入りをします。

しかし、この時期までの私は、飛びたい一心と飛行できることの喜びの方が大きく、怖いもの知らずでした。この頃の操縦士は、まだまだ未経験なことが多くあらゆる面で未熟なのです。

例えば、技量はともかく、千変万化する気象状態の把握と飛行の可否判断、その気象状態への不意の遭遇、機体の異常発生等々緊急事態への対処などに直面します。現在業務歴が6年を経過した調査士としては、今がそのような時期と感じております。

そして、学生飛行時間を除き2000時間に達する頃から、飛行中に緊急事態が発生したなら搭乗者全員は勿論、副操縦士をも守ってやれるか、ということに気持ちの重点が移行し、責任感と怖さを感じる時期に入って行ったように思います。

私の場合、皆さんのようなベテランの域に入る前に年齢制限(体力、寿命)がおとずれてしまうものと思いますが、日々少ないながらも依頼を受けた業務を真剣に取り組み、誠実に遂行し、残りの人生は充実していたと言えるものにしたいと思っております。

私に限らず現在の社会において、第2の人生において何を選択するか、選択しても実行できるかどうかにもよりますが、多くの人々があらゆる面にチャレンジしておられます。決して、私は異色でも何でもないのです。

しかし、今この仕事をさせてもらえるのは、当時60歳を前にした私に実務を指導して下さった目黒区の田中唯治先生にめぐり会えた幸運によるものと思います。感謝して余りあるものと思っております。

いまだ未熟者ですので、所属する支部の先生方に教を請いながらやっている毎日です。



岡山会

『我が会の会員自慢』

岡山県土地家屋調査士会 藤井 和夫

岡山会は藤井和夫会員を紹介します。抜群の行動力のある会員で、青年調査士会をはじめ多方面において活躍されています。いつ本業の土地家屋調査士業務をしているのか、周囲に感じさせないくらいの多趣味の持ち主。今回はその内の一つ「モータースポーツ」の話をさせていただきます。

岡山県土地家屋調査士会 広報部長 守安 文雄

晩秋の倉敷支部研修会の会場。本会広報部長の先輩から声がかかり駆けよる。

「kaaくん、連合会会報の原稿頼むわ〜！」

「な、な、な、なんですと??？」

と、そんなこんなで今、事務所でこの原稿をしたためています。

テーマは、「我が会の会員自慢」らしいのですが、藤井なんかを自慢してもらっては岡山会の立場が…とは言え、引き受けたからには全力で書かなければ。そこで、過去の会報を読み返し、他会の会員さんの記事に目を通す。なんとなく掴めてきた。皆さん、多方面にてご活躍のようだ。

それでは、この紙面にて、少し藤井の昔話をさせていただこう。リアルタイムでは、活動休止中であることが少し引っかかるが、そこはご勘弁いただくとして。

時は、今から18年前の1995年師走。藤井は、かねてからの憧れであったモータースポーツの扉をたたき。その登竜門、レーシングカートドライバーとしてのデビューである。

年の瀬も押し迫った12月19日、岡山県の中山サーキットにてニューフレームのシェイクダウン。その時の嬉しさと緊張感は、今も忘れられない。ただただ速く走りたかった。他の誰よりも速く。毎週毎週、仕事と練習走行の繰り返し。頭の中は、常にレースのことを考えていた。

翌96年、開幕戦、中山シリーズ、FP-3ビギナークラス参戦。

結果は、散々たるもの、完全に気持ちが空回りしてしまい、レースの雰囲気にもまれてしまった。初レースということもあり、チーム監督にもメカニックにも励まされたが、悔しくて仕方なかった。それ

でもシリーズ戦は続く。

初めてポディウムの頂点に立ったのはその年の9月。県外遠征も含めてデビューから7戦目のことでした。初めてのウイニングラン。その一周の間だけ感じるができること、自分は今、生きてる。確かに自分は今、ここにいる。

次のレースからはクラスを一つ上げ、同エキスパートクラスへの参戦。そこからまたしばらくは勝利の美酒を味わうことはなかった。

翌97年、この年は同クラスにてチャンピオンを狙う体制が整っていた。しかし、この年にチームに加わった少年が速かった。悔しいが、ほとんど毎戦彼と藤井で一位二位独占。全て彼が上である。その結果は、藤井のリタイヤ等の不運もあり、彼はシリーズチャンピオン、藤井はシリーズ三位。まさに完敗である。そして、話は翌年のチーム体制のことへ。その彼はクラスを一つ上げると。当然、藤井はどうする？との監督からの問いかけ。藤井が出した答えは、もう一度同じクラスへの参戦。何が何でもシリーズチャンピオンを取りたいから、そのクラス最速になりたいから。その答えを聞いた監督から「そうならば、みんな藤井を目標にしてくるぞ。しんどい戦いになるぞ。」と言われた。もちろん分かっている。うちのチームの彼が抜ければ、同クラスの最速は藤井。県外組も練習では藤井に合わせてくる。でも、チャンピオンが欲しかった。

お膳立ては整った、絶対に負けられない戦い。それも、圧倒的な速さで勝たなければならない戦い。事実上の追われる立場。勝たなければ…。

そして迎えた翌98年、開幕戦。

緊張感はピークに達する。結果は、前夜から降り続いた雨に足元をすくわれ、まさかの決勝スピンア



98年チャンピオンフレーム

ウト。思わず天を仰いだ。情けなさで涙があふれ、バイザーを上げることができなかった。

そして第二戦。

ここから藤井の快進撃が始まる。当然トラブルのあるレースもあったが、それ以外は連戦連勝。圧倒的な速さで他をねじ伏せた。おそらく、はたからみればそう見えていたはずである。でも実際は違っていた。藤井の精神力はギリギリの状態でした。絶対に負けられないプレッシャー、追われるもののプレッシャー、それは、藤井が参戦していた下位のクラスでも尋常ではありません。何もかもを捨て、全てを注ぎ込む。ただあの一瞬のために。トップでチェッカーフラッグを受ける、その瞬間のために。

藤井が、最終戦を残してチャンピオンを決めた、1998年10月25日。

トップでチェッカーフラッグを受けながら雄たけ

びを上げる藤井が、そこにはいました。ウイニングランの間中、流れてくる涙を止めることはできませんでした。今度はバイザーを開けたまま。そして、クルーの待つパルクフェルメに戻った時のあの感動を、藤井は一生忘れることはないでしょう。

そして翌年からは、参戦資金の問題もあり、クラスを上げるも、スポット参戦にとどまり、後輩チーム員のメカニックとして、西日本を中心に遠征の年月を過ごしました。残念ながら今現在は、現役は引退し、たまに観戦に行く程度にはなってしまいましたが、あの頃の仲間や出来事は、藤井の宝であり、誇りです。

全身全霊をかけて戦うことの大切さ、1/1000秒の大切さ、そして、何物にも代えがたい仲間たち。また、何処かで走ろうと思います。

こんな藤井を、もしかして知っているそこのあなた！

何処かのサーキットで藤井を見かけても勝負を仕掛けてこないように(笑)

と、まあこんな感じの原稿になっちゃいましたけど大丈夫ですかね？広報部長！こんな過去を持つ藤井ではありますが、今現在は、その熱い思いを胸に、岡山県青年土地家屋調査士会の会務に東奔西走しております。まだまだ、設立から二年弱ですが、日々頑張っておりますので、全国の土地家屋調査士の皆様、何処かで藤井たちを見かけた際には、お気軽にお声かけください。よろしくお願いいたします。



いざ決勝へ



決勝スタート前



ウイニングラン

継続は力なり

東京会渋谷支部 長田 孝士

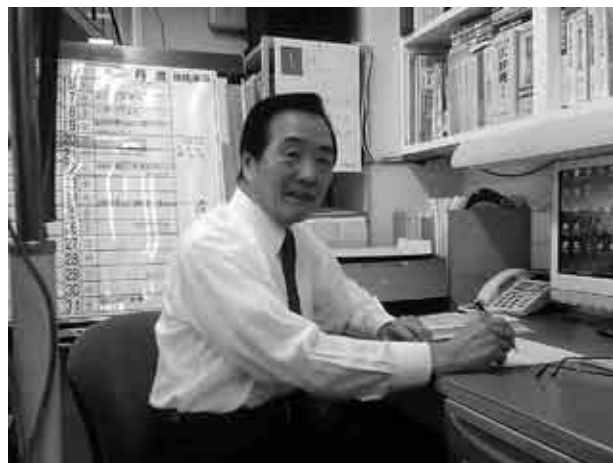
私は年金受給開始から既に8年が経つ、73歳(昭和14年9月生)の老人(のつもりではない)である。今は土地家屋調査士としての実質的な業務の大半を後継者に託してはいるものの、公休日以外毎日出勤している。従って、受託業務処理量に比例した収入はパート社員並みであり、年金受給は貴重な収入源である。

私の公的年金加入歴は、現在の専門職以前のサラリーマン時代に厚生年金を14年間、土地家屋調査士業開設後の国民年金(老齢基礎年金)に25年間、の合わせて39年間であるが、その内には土地家屋調査士国民年金基金制度発足以来の8年間が含まれている。年金3種を合わせた受給月額約18万円程度(介護保険料控除前)になり、各年金の受給額割合はそれぞれ3分の1程度になっている。今般の平均的サラリーマン世帯の約23万円に比べ5万円程度の低額ではあるが、自由業(?)種であるから止むを得ない。その分は民間の保険業者のもので穴埋めはしておいた。

私が専門職以前のサラリーマンとして就職していた時代の殆どの勤務形態は、終身雇用形態であった。しかし、35歳にして土地家屋調査士業を開設したことにより、国民年金加入者となり、厚生年金のように事業主が掛金の半額を負担するような要素もないため、年金受給額が半減することが予測され、老後の生活が心配された。

土地家屋調査士国民年金基金制度発足の平成3年7月の私は52歳目前、60歳迄の加入期間は年金の掛金期間としては短く、かつ、掛金も高額となるので、一定水準の給付を受けるには、働ける内に無理をしても限度一杯の掛金となる給付の型(A、B、I、II等)と、口数を選ぶことが必要であると考え、特に、同制度制定初期には特例があったことも含めて、より良いと思われる掛金形態、口数を選んだ。零細な個人事業所としては、老後を補償してくれる安定剤はほかに無く、無理をしても高額な掛金をした結果、現在、満額の94%近い給付を受けることができています。

さて、年金制度の環境に変化がなく、悶々とした年月が経過した平成3年、私にとっては突如として、日本土地家屋調査士会連合会より土地家屋調査士国



民年金基金制度の発足準備の働き掛けがあった。私は、東京土地家屋調査士会の理事となって二期目だったが、土地家屋調査士国民年金基金の担当者として任命を受け、組織作りと加入者集めに奔走することとなり、傘下の資格者、役員、補助者に対し半ば強制的に勧誘したものである。無論、自己事務所も妻や補助者に加入してもらったことは言うまでもない。土地家屋調査士国民年金基金制度発足の翌年、平成4年には、東京土地家屋調査士会の理事と日本土地家屋調査士会連合会の理事を兼務し、該基金の理事をも担うこととなった。

そうして、当時の私の勧めにより加入された方は、もう既に年金受給者となり、土地家屋調査士の引退若しくは引退間近の方もおられると思いますが、老後の安心材料の一部として、当然に役立っているものと推測しております。

最後に、現在、土地家屋調査士国民年金基金に未加入の会員におかれましては、いずれ高齢を迎えられることは必至であり、また、開業間も無い30歳～40歳台の会員におかれましても、未だ先のことは言わずに今直ぐ加入されることが、精神的・経済的安定剤となること疑いありません。そして、補助者の方にも積極的に加入を勧めていただきたい。

何はともあれ、是非この機会に事務局へアクセスし、加入手続をされますよう、先達から強くお勧めいたします。

国民年金基金から

私も
加入して
います!

老後までトク!

掛金は全額所得控除で
税金もお得。
掛金は自由に設定。

老後からラク!

基本は終身年金。
だから一生お受け取り。
万が一の時には
ご家族に一時金も。

今と未来に確かなメリット

国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている
60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)がご加入できる公的な年金制度です

貫地谷しほり

資料請求・ご相談・お問い合わせは

お気軽に今すぐこちらへ!

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

フリーダイヤル 0120-145-040
<http://www.chosashi-npf.or.jp>

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽 1-15-15
シティ音羽2階205号

第28回



写真コンクール 作品募集



財務部及び日調連共済会では
親睦事業の一環として、
本年も写真コンクールを
下記の要領で開催いたします。
会員各位のより一層のご応募をお待ちしております。

主催

日本土地家屋調査士会連合会

審査員

写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一 氏

テーマ

自由(組写真は不可)

種類とサイズ

四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたものも可。)でカラー・白黒どちらも可。**1人2点まで**。
裏にテーマ、氏名、年齢、住所、所属会名、撮影場所を記載のこと。
※応募された方の個人情報(氏名、年齢、住所)は、本コンクールにおいてのみ使用します。

使用権

入賞作品は原則として連合会に帰属します。
(応募作品は返却いたしません。)

応募資格

土地家屋調査士会会員及び補助者

賞

連合会長賞(1名)	賞状及び副賞
金賞(1名)	賞状及び副賞
銀賞(2名)	賞状及び副賞
銅賞(3名)	賞状及び副賞
入選(数名)	賞状及び副賞

※ 入賞及び入選作品は連合会総会会場に展示するとともに、一部作品を本誌に掲載します。

その他

未発表の作品に限ります。

締切り

平成25年5月8日(水)必着のこと。

送り先

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館
日本土地家屋調査士会連合会 財務部あて

発表

連合会総会及び本誌8月号掲載(予定)

「再生へ心ひとつに」

あの震災から2回目の3月11日がまいりました。
津波浸水地域では建築制限があり家が建てられ
ませんし、放射能汚染により今でも30万人以上の方
々が避難生活を強いられています。

早期地域復興のためにと称して巨額な予算がつ
いて被災した海岸には防災堤防の工事が進んでお
りますが、掲げられているのは県外の受託業者の
看板、走っている車は県外ナンバーばかりです。
地元には受託できる業者も人手もありませんので
これも仕方がないことかもしれません。

建設業以外の業種に関しても以前と同じよう
には事業所の数が戻らず従事者数も増えない現
状があります。やっとの思いで個人商店を再開
しても開店休業の状態です。

これらの解消には、雇用の創設が急務となっ
ており、被災地に暮らす人たちの生活の復興
が再生への第一歩です。

私たちも法務省とともに地域再生の事業に取
り組

んでいます。

宮城県気仙沼市では、土地の移動と地盤沈下
と津波浸水で土地の不齊な変化が起きて復興
事業が開始できないでいましたが、街区を修
正した地図を法務局に備え付けることによ
って一筆を画定することが容易に可能とな
りました。

報道インタビューに対して市長さんは水揚
げされた魚の保存場所と加工場、加工品の
保管・発送と漁業で生きる町の水産加工
サイクルの具体的な場所の協議ができると
張り切って答えておられました。

この修正街区地図の納品と時を同じくす
るように被災地域のイチゴ狩りが再開さ
れたとの報道がありました。

今度の休みには家族で「とちおとめ」と
「もういっこ」をさっそく食べに行こうと
話をしています。これからも再生のため
に被災地に出かけて行き、そこで作られ
たものを食べて飲んで、また個人商店で
買物をして帰って来たいと思っています。

広報部次長 岩淵正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

知っておきたい！

電子証明書

ICカードの

アレやコレ



すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

- ・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
 - ・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
 - ・電子証明書の発行料金等(10,000円+振込手数料)の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。(インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。)
- ※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書(ICカード)の発送は、毎月2回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書(ICカード)の発送を毎月2回(15日及び25日の前後)行っています。

電子証明書(ICカード)の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書(ICカード)は、本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。ご自宅(住民票上の住所)に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書(ICカード)の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する3か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の1か月半前までに必要書類をそろえて**お送りください。

利用申込書が届いてすぐにお申込みをいただいても、有効期限到来の2週間～1か月前くらいに電子証明書(ICカード)の発行がされます。

日調連ホームページ(日調連認証局(電子証明書))にある、**「よくあるご質問、お問合せ」**も併せてご覧ください。
電子証明書(ICカード)の発行や失効、オンライン登記申請に関するQ & Aを掲載しています。



**ご注意
ください!**

**こんなとき、電子証明書(ICカード)は
失効になります!**

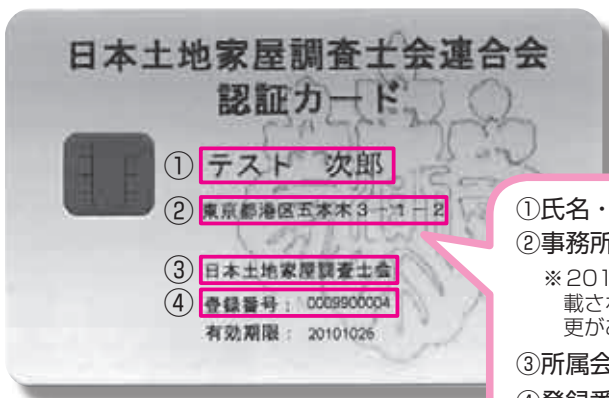


●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続きを行います。登録事項変更の手続きを行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更ににつきましては、**2010年(平成22年)3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象となります。**



**電子証明書の券面に記載されている内容に
変更が生じた場合が失効の対象です。**

①氏名・職名・日本名

②事務所所在地

※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。

③所属会

④登録番号



●こんなことにも注意!

- ①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください!
 - ・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。
- ②PIN (パスワード)の管理にご注意ください!
 - ・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
 - ・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
 - ・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには?

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続きが必要です。

※発行手数料として、10,000円(税込)+振込手数料の費用負担をお願いしています。



広報キャラクター
「地識くん」